

令和 2 年

第 2 回定例輪之内町議会会議録

令和 2 年 6 月 8 日 開会
令和 2 年 6 月 16 日 閉会

輪之内町議会

第 2 回定例輪之内町議会会議録目次

6月8日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
議案上程	3
町長提案説明	4
議第26号(提案説明・質疑・討論・採決)	8
議第27号(提案説明・質疑・討論・採決)	10
議第28号(提案説明・質疑・委員会付託)	12
議第29号(提案説明・質疑・委員会付託)	17
議第30号(提案説明・質疑・委員会付託)	19
議第31号及び議第32号(提案説明・質疑・委員会付託)	20
議第33号(提案説明・質疑・委員会付託)	25
議第34号(提案説明・質疑・討論・採決)	28
議第35号(提案説明・質疑・討論・採決)	32
議第36号(提案説明・質疑・討論・採決)	34
議第37号(提案説明・質疑・討論・採決)	36
議第38号(提案説明・質疑・討論・採決)	37
議第39号(提案説明・質疑・討論・採決)	39
議第40号(提案説明・質疑・討論・採決)	40
議第41号(提案説明・質疑・討論・採決)	42
散会	45

6月16日

議事日程	47
本日の会議に付した事件	47

出席議員	47
欠席議員	47
説明のため出席した者	47
職務のため出席した事務局職員	48
開議	49
諸般の報告	49
一般質問	49
9番 田中政治議員	49
5番 浅野 進議員	62
4番 浅野重行議員	65
6番 上野賢二議員	69
議第28号から議第33号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）	78
閉会	86
会議録署名議員	87

令和 2 年 6 月 8 日開会 第 2 回定例輪之内町議会

第 1 号会議録 第 1 日目

令和 2 年 6 月 8 日

○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案上程
- 日程第5 町長提案説明
- 日程第6 議第26号 輪之内町農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに関する同意について
- 日程第7 議第27号 輪之内町農業委員会委員の任命同意について
- 日程第8 議第28号 令和2年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議第29号 令和2年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議第30号 令和2年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議第31号 令和元年度輪之内町水道事業の決算の認定について
- 日程第12 議第32号 令和元年度輪之内町水道事業の剰余金処分について
- 日程第13 議第33号 輪之内町防災士連絡協議会設置条例の制定について
- 日程第14 議第34号 輪之内町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議第35号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議第36号 輪之内町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議第37号 輪之内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議第38号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議第39号 輪之内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議第40号 輪之内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議第41号 輪之内町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○本日の会議に付した事件

- 日程第1から日程第21までの各事件

○出席議員（9名）

1番	大橋慶裕	2番	林日出雄
3番	土井田崇夫	4番	浅野重行
5番	浅野進	6番	上野賢二
7番	高橋愛子	8番	小寺強
9番	田中政治		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	箕浦靖男
参事兼 総務課長兼 危機管理課長	荒川浩	会計管理者兼 税務課長兼 会計室長	田中久晴
調整監 (住民・福祉)兼 住民課長	中島良重	教育課長	野村みどり
福祉課長	伊藤早苗	土地改良課長	田内満昭
経営戦略課長	菱田靖雄	建設課長	大橋勝弘
産業課長	松井和明		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	中島広美	議会事務局	西脇愛美
--------	------	-------	------

(午前9時00分 開会)

○議長（小寺 強君）

皆さん、おはようございます。

令和2年第2回定例輪之内町議会をただいまから開会いたします。

ただいまの出席議員は9名です。

令和2年第2回定例輪之内町議会第1日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（小寺 強君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、輪之内町議会会議規則第125条の規定により、議長において、3番 土井田崇夫君、6番 上野賢二君を指名いたします。

○議長（小寺 強君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から6月16日までの9日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

よって、この定例会の会期は本日から6月16日までの9日間と決定いたしました。

○議長（小寺 強君）

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2の規定により、監査委員から令和元年度、令和2年度4月分に関する出納検査結果報告がありました。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、町長から輪之内町土地開発公社の令和2年度事業計画及び令和元年度決算書類の提出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（小寺 強君）

日程第4、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりです。

○議長（小寺 強君）

日程第5、町長提案説明。

本日の上程議案について町長から説明を求めます。

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

皆さん、おはようございます。

6月に入り、梅雨の季節となりましたが、議員各位におかれましては、ますます御健勝のこととお喜びを申し上げます。

本日、ここに令和2年第2回輪之内町定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かと御多用の中を御出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、コロナ禍で授業の中断を余儀なくされておりました町内の各小・中学校は、約3か月ぶりの5月26日から再開をいたしました。分散登校を経て、本日、6月8日から平常どおりの授業となっております。

子供たちが登校する姿や元気な挨拶の声を聞きますと、ようやく日常が戻りつつあるのかなということも感じておまして、非常に安堵しております。

しかし、御案内のとおり、感染の第2波とも言われる福岡県北九州市では、5月23日以降、16日連続でコロナウイルスの感染が続きました。この間の感染者数は、増大の一途をたどっていると言っても過言ではないと思います。中でも児童・生徒の感染も確認をされており、4校が再度授業中断の事態となっております。

当町では、依然感染者は確認をされておられません。非常にありがたいことではありますが、気を緩めるわけにはいきません。当町の各校でも感染対策の徹底と授業時間確保の両立という難題を抱えながら、学びを止めないように努力をしながら進めていかなければなりません。

また、東京都では、感染拡大が連日報道されております。2日には、新たに34人の感染が報告されました。30人以上というのは5月14日以来ということで、特に夜の繁華街や、既に感染者が出ている病院を中心に感染拡大の兆しがあります。6月2日には、小池知事が「東京アラート」を宣言して警戒を呼びかけました。これは今でも継続中であります。

これは東京都だけの話で終わらせるのではなくて、私どもの身近に潜んでいるリスクとどう向き合っていくのかという警鐘であると考えております。

また、経済に目を向けますと、財務省が6月1日に発表した今年1月から3月期の法人企業統計速報値では、金融・保険業を除く全産業の経常利益が前年同期比32%減、かなりの落ち込みではありますが、15兆1,360億円ほどとなっております。4四半期連続のマイナスということになっております。ちなみに、この下落率は、リーマンショック後

の平成21年7月から9月期以来、約10年ぶりの下落の大きさということになっております。

また、東京商工リサーチによりますと、4月から5月の政府の緊急事態宣言で経済活動はさらに縮小し、コロナウイルス感染症に関連した企業倒産件数、これは統計上、負債額1,000万円以上のものを取っておりますが、6月1日時点で200件に迫っております。宿泊業や飲食業を中心に経営が立ち行かなくなる事例が続出しておるといふ、そんな状況であります。

政府は、企業の資金繰り支援や家賃負担の軽減策を盛り込んだ第2次補正予算案を今週に成立を目指しておりますが、政府の対応が後手に回っておるといふ、ある意味少な過ぎる、遅過ぎるといふ、いろんな考え方があるんですけども、そんな批判も結構あるなといふ、そんな状況であります。

倒産、失業への連鎖を食い止めなければ、このコロナ感染が終息しても景気のV字回復というのは望めないといふか、大きく遅れることになってしまいます。その意味では、収入を失った事業者への支援は一刻を争う状況になっていると、そんなふうを受け止めております。

そうしたことから、当町でも5月の補正予算に引き続き、6月補正予算でも財政状況を見据えながら各種支援策を計上してまいります。

いずれにしても、感染拡大の抑止と経済の回復、言ってみればブレーキとアクセルを同時に踏まなきゃならないという非常に難しいオペレーションといふか、かじ取りになってきております。必要な時期、その対象を見極めながら、これと決めたらちゅうちよすることなく、議会の御理解を得ながらであります。専決処分も視野に入れつつ推し進めてまいりたいと、そんなふうに思っておりますので、議員各位の御理解をよろしくお願いしたいと思っております。

それでは、本日提出させていただきました同意案件2件、補正予算3件、決算認定等2件、条例制定1件、条例改正8件の合計16件の議案について、順次提案理由を御説明させていただきます。

まず、議第26号 輪之内町農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに關する同意についてであります。これは認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合として、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1項に規定をされております。その規定を適用するために議会の同意を求めるものであります。

続いて、議第27号 輪之内町農業委員会委員の任命同意については、輪之内町農業委員会委員の任期が令和2年7月19日に満了となることから、新たに14名を農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議第28号 令和2年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）でございます。補

正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億2,423万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ56億2,556万7,000円と定めるものでございます。

詳細な内容につきましては、後ほど担当課長から説明をさせますが、その主な内容としては、5月補正予算と同様に、新型コロナウイルス感染症への対応及びGIGAスクール構想の前倒し整備として、オンライン授業への対応のために小・中学校へのタブレットパソコンの整備費用等を計上いたしております。

次に、議第29号 令和2年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ652万3,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ9億5,652万3,000円と定めるものであります。

国保会計の補正につきましても、後ほど担当課長から詳細説明をさせますが、新型コロナウイルス感染症対策に関連する補正予算を計上しております。

次に、議第30号 令和2年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ187万7,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ1,767万7,000円と定めるものでございます。

今回の補正は、4月の人事異動による人件費の増額補正となっております。

次に、議第31号 令和元年度輪之内町水道事業の決算の認定につきましては、令和元年度において給配水施設の維持修繕などの工事を行うとともに、清浄かつ低廉な水の安定供給と経費の節減等、健全経営に努めた結果、事業収益1億2,723万4,000円、事業費用1億305万6,000円となり、損益計算による当年度純利益は2,417万8,000円となりました。

一方、資本的収支につきましては、収入が1,845万1,000円に対し、支出は下水道工事に伴う配水管の布設替えなどの工事及び企業債償還金で5,090万4,000円となり、3,245万3,000円の不足が生じたので、過年度分損益勘定留保資金、当年度分減債積立金、建設改良積立金及び消費税資本的収支調整額で補填をいたしました。

次に、議第32号 令和元年度輪之内町水道事業の剰余金処分につきましては、地方公営企業法の規定に基づき、当年度末未処分利益剰余金3億4,473万412円のうち、2,135万3,669円を減債基金に、257万1,121円を建設改良積立金に積立処分しようとするものであります。

次に、議第33号 輪之内町防災士連絡協議会設置条例の制定につきましては、かねてから懸案となっております防災士の活動について、防災士連絡協議会を設置して、その活動を活性化させるべく条例化をしようとするものであります。

趣旨としては、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待される中、自助・共助・公助の協働活動を推進するため協議会を設置するもので、条例の内容としては8条構成としており、協議会の所掌事務や連絡協議会の組織など、所要の規定を定めようとするものであります。

次に、議第34号 輪之内町税条例の一部を改正する条例については、今般、国において4月30日付で地方税法が改正されたことを受け、当町の例規においても所要の改正を行うものであります。

内容的には、新型コロナウイルス感染緊急経済対策関連に伴う軽自動車税環境性能割の臨時的軽減期間の見直し、中小事業者等の所有の償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置の創設でございます。

次に、議第35号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、財政の責任を有する保険者である岐阜県から通知された当町の納付金算定額を確保すべく、応益割、応能割の適正な比率を試算の上、改定すべく国民健康保険税額の改正をしようとするものでございます。

次に、議第36号 輪之内町手数料徴収条例の一部を改正する条例については、国において行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、長い長い名前ですが、いわゆるマイナンバー法と言われている法律でございますが、これが5月25日付で改正されたことに伴い、法に合わせる形で所要の改正を行うもので、通知カードの廃止による再交付手数料の項目などを削除するものであります。

次に、議第37号 輪之内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、関係省令の一部が令和2年4月1日に公布されたことを受け、それに合わせる形で所要の改正を行うものであります。

具体的には、放課後児童支援員となる資格の拡充が図られたもので、今までの資格要件に加えて、中核市の長が行う研修を修了した者については放課後児童支援員となる資格を付与しようというもので、言ってみれば資格の拡充ということになります。

次に、議第38号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、関係省令の一部が4月1日に公布されたことを受け、合わせる形で所要の改正を行うものであります。

具体的には、保育所との連携について、家庭的保育事業所等による卒園後の受入れ確保について、様々な対応策の活用によって引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、受入先確保のための連携施設の確保は不要であると、そういう規定を追加したものでございます。

次に、議第39号 輪之内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、内閣府令が4月1日に公布されたことを受け、合わせる形で所要の改正を行うものであります。

具体的には、特定教育・保育施設等の連携の見直しについて、特定地域型保育の提供の終了後の受入れ確保について、様々な対応策の活用により、引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、受入先確保のための連携施設の確保は不要である規定を追加するものとなっております。

次に、議第40号 輪之内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきましては、県の広域連合、後期高齢者医療に関する条例の一部が4月23日付で改正されたことを受けて、合わせる形で、新型コロナウイルス感染症に感染した者、もしくは疑いのある者について傷病手当が県広域連合から支給されるわけでありますけれども、輪之内町で行う事務について、傷病手当金の支給に関する申請書の提出の受付事務を追加しようとするものでございます。

最後に、議第41号 輪之内町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、3月10日付で厚生労働省から要請があったことを受け、所要の改正を行うものであります。

具体的には、新型コロナウイルスに感染、もしくは感染の疑いのある国民健康保険被保険者に対する傷病手当金の条項の追加を行うものとなっております。

議案の説明につきましては以上でございます。御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願いをいたします。

○議長（小寺 強君）

日程第6、議第26号 輪之内町農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに関する同意についてを議題といたします。

産業課長から議案説明を求めます。

松井和明君。

○産業課長（松井和明君）

それでは、議案書1ページを御覧ください。

議第26号 輪之内町農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに関する同意について。農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第1項の規定により、輪之内町農業委員会に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を過半数としたいので、議会の同意を求め。令和2年6月8日提出、輪之内町長でございます。

この議案につきましては、現在の農業委員会の委員の任期が令和2年7月19日をもって満了となることから、農業委員会等に関する法律第9条の規定により、1月10日から2月6日までの間、推薦・応募により募集を実施いたしましたところ、17名の委員候補者の推薦及び応募があり、このうち認定農業者等に該当する方は7名でございました。

認定農業者等の数につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第5項において農業委員会の委員の過半数を占めるよう規定されておりますが、当町では、輪之内町農業委員会委員候補者等選考委員会で委員の選考をお願いする前の段階で定数14名の過半数8名に達しておりませんでした。

一方で、同条同項のただし書に、その区域内における認定農業者が少ない場合は、こ

の限りではないとも定められております。

どんなときにこのただし書が適用できるかは、同法施行規則第2条第1項で基準が規定されておりますが、その基準は、認定農業者の数が委員の定数に8を乗じて得た数を下回る場合は、市町村議会の同意を得れば、認定農業者等またはこれらに準ずる者の割合を過半数にすることができるかと定められております。

当町の認定農業者数は、26名でございます。農業委員会委員の定数14人に8を乗じて得た数は、112名になります。認定農業者数が86人下回りますので、認定農業者に関する法律施行規則第2条第1項の基準を適用し、農業委員会に占める認定農業者等またはこれらに準ずる者の割合を過半数としたいので議会の同意をお願いするものでございます。

なお、これらに準ずる者には、法人格を有しない営農組合の役員さんや農業経営アドバイザーが該当いたします。委員候補者の中に該当する方は、4名お見えになります。それで、認定農業者等の7名と合わせて11名になりますので、過半数という条件はクリアすることになります。

以上、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小寺 強君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

1点だけお尋ねします。

認定農業者、この会というのはどんな仕事をされるんですか。

○議長（小寺 強君）

産業課長 松井和明君。

○産業課長（松井和明君）

農業委員会という意味ですかね、認定農業者は何をされるか。

○5番（浅野 進君）

認定農業者です。

○産業課長（松井和明君）

認定農業者といいますのは、農業のスペシャリストといいますか、改善計画を町に対して出して認められて、要は農業の改善を5年ごとに認定を受けて取り組んでみえる方でございます、農業のスペシャリストでございます。先導的な役割の方でございます。以上です。

○議長（小寺 強君）

ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

これから議第26号についての討論を行います。

討論ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第26号を採決します。

お諮りします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第26号 輪之内町農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに関する同意については、同意することに決定しました。

○議長（小寺 強君）

日程第7、議第27号 輪之内町農業委員会委員の任命同意についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって田中政治君、高橋愛子君の退場を求めます。

（7番 高橋愛子君・9番 田中政治君退場）

○議長（小寺 強君）

産業課長から議案説明を求めます。

松井和明君。

○産業課長（松井和明君）

それでは、議案書2ページを御覧ください。

議第27号 輪之内町農業委員会委員の任命同意について。農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、輪之内町農業委員会委員に下記の者を任命したいので議会の同意を求める。令和2年6月8日提出、輪之内町長でございます。

現在の農業委員会の委員の任期は令和2年7月19日に満了することから、新たに農業委員会の委員を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、

市町村長が議会の同意を得て任命することと規定されておりますので、委員候補者14名について議会の同意を求めるものでございます。

委員には、輪之内町中郷721番地、大橋正吉氏、生年月日、昭和28年1月20日。

輪之内町大藪270番地、片野順三氏、生年月日は昭和29年10月26日。

輪之内町楡俣1326番地、棚橋政行氏、生年月日、昭和26年1月28日。

輪之内町藻池新田5281番地、田中政治氏、生年月日、昭和25年11月30日。

輪之内町本戸200番地、小林徹氏、生年月日は昭和23年3月16日。

輪之内町中郷890番地の1、今津信英氏、生年月日は昭和27年1月18日。

輪之内町大吉新田980番地、戸谷保夫氏、生年月日は昭和31年3月9日。

輪之内町中郷新田371番地、大橋外良氏、生年月日は昭和24年5月7日。

輪之内町里998番地の1、高橋愛子氏、生年月日は昭和16年8月25日。

輪之内町海松新田226番地、加藤純司氏、生年月日、昭和19年2月26日。

輪之内町四郷97番地、國島まき氏、生年月日は昭和25年8月24日。

輪之内町四郷2368番地、山内光昭氏、生年月日は昭和25年10月2日。

輪之内町下大樽13020番地の2、渡邊勝美氏、生年月日、昭和26年1月31日。

輪之内町下大樽13420番地、森島千鶴氏、生年月日は昭和33年4月6日。

以上の14名でございます。

この14名の中で農業委員会等に関する法律第8条第6項で農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない中立的な立場の方が含まれるようにしなければならないと規定されておりますが、この規定に該当する方は、非農業者であります高橋愛子氏でございます。

なお、先ほど申し上げましたが、認定農業者等7名に該当するのは、大橋正吉氏、片野順三氏、田中政治氏、今津信英氏、戸谷保夫氏、大橋外良氏、山内光昭氏でございます。

認定農業者に準ずる者に該当する4名につきましては、棚橋政行氏、加藤純司氏、渡邊勝美氏、この3名は、いずれも法人格を有しない営農組合の役員でございます。また、森島千鶴氏は、岐阜県女性農業経営アドバイザーに認定されておりますので、この方も認定農業者に準ずる者に該当する方でございます。

任期は、令和2年7月20日から平成5年7月19日までの3年間でございます。

それでは、選任についての経過を簡単に御説明申し上げます。

先ほども御説明申し上げましたが、現在の農業委員会の委員の任期が7月19日をもって満了となることから、農業委員会等に関する法律第9条の規定により、1月10日から2月6日まで推薦・応募により募集を実施いたしましたところ、17名の委員候補者の推薦及び応募がありました。当町の農業委員会委員定員の14名を超えているため、町長から委嘱を受けた選考委員による委員候補者等選考委員会が令和2年3月18日に開催され

ました。その結果、翌日の3月19日に選考委員会より町長に選考結果の報告が行われました。その結果報告を受けて、本日提出させていただきました。

以上、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小寺 強君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

これから議第27号についての討論を行います。

討論ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第27号を採決します。

お諮りします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第27号 輪之内町農業委員会委員の任命同意については、同意することに決定しました。

田中政治君、高橋愛子君の入場をお願いします。

（7番 高橋愛子君・9番 田中政治君入場）

○議長（小寺 強君）

日程第8、議第28号 令和2年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

経営戦略課長から議案説明を求めます。

菱田靖雄君。

○経営戦略課長（菱田靖雄君）

それでは、議第28号について御説明をさせていただきます。

議案書の3ページをお開きください。

議第28号 令和2年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）。令和2年度輪之内町の

一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,423万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億2,556万7,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和2年6月8日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

次の4ページと5ページにつきましては、第1表 歳入歳出予算補正として款項別に今回の補正予算額を集計したものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書により御説明をさせていただきます。

まずもって、今回の6月補正予算につきましては、一部に異なるものはございますけれども、5月補正予算と同様に新型コロナウイルス感染症に対応するものが主なものでございます。

コロナ関係の予算につきましては、感染予防、個人への支援、事業者への支援、景気浮揚、学びへの支援のほか、これらの事業予算を確保するため、これまでに中止の決定がされたイベントや催しについて予算の減額を行っております。

それでは、歳出予算から御説明をさせていただきますので、一般会計補正予算事項別明細書の8ページを御覧ください。

款2.項2.目1の税務総務費は、410万円の増額でございます。これはコロナ関係ではありませんけれども、法人町民税の確定申告におきまして、令和2年度早々に1社から400万円を超える高額な還付金が発生したことによるものでございます。今の還付金を支払ったことによりまして予算残額が僅かになりましたので、今後の対応に備えるため増額をお願いするものでございます。

9ページを御覧ください。款3.項3.目1の児童福祉総務費は、908万6,000円の増額です。節19.扶助費のうち、新生児特別給付金の650万円は、個人への支援として、今回の特別定額給付金の対象から外れた令和2年4月28日以後に生まれた子供を対象に、1人当たり10万円を給付しようとするものでございます。具体的には、令和2年4月28日から令和3年4月1日までの間に生まれる予定の子供につきまして65人分を見込んでおります。その下、ひとり親世帯等特別給付金の70万円と、前後しますけれども、節11.役務費の通信運搬費9,000円も個人への支援として実施をするものでございます。ひとり親世帯の子供、具体的に言いますと、福祉医療制度における母子家庭等と父子家庭の子供を対象に、1人につき1万円を給付しようとするものでございます。70人分を見込んでおります。節27.繰出金の児童発達支援事業特別会計繰出金187万7,000円は、児童発達支援事業特別会計におきまして人件費が増となりましたので、その増分について繰り出し支出を行うものでございます。これは発達支援教室そらの関係になりますけれども、

その人員配置におきまして会計年度任用職員、従前は臨時職員とっておりましたが、それが1名減となり、その代わりに正規職員が1名増となったことを理由とするものでございます。

10ページを御覧ください。款4.項1.目1の保健衛生総務費は、7万5,000円の増額です。節10.需用費の消耗品費9,000円と節11.役務費の通信運搬費6万6,000円は、感染予防の一つとして新型コロナウイルス感染症に関する不安解消などに努めるため、電話相談窓口を開設しようとするものでございます。

11ページをお願いします。款6.項1.目1の商工総務費は、7,675万4,000円の増額です。節10.需用費の印刷製本費150万2,000円と節11.役務費の通信運搬費156万4,000円、さらには節18.負担金、補助及び交付金のうち、プレミアムクーポン券助成金の2,904万3,000円につきましては、例年実施をしておりますプレミアム商品券とは別に、景気浮揚の一つとして事前購入が必要のないクーポン券を町民全員に配ろうとするものでございます。クーポン券の具体的な内容といたしましては、町民1人当たり3,000円分、300円券が10枚つづりになったお買物券を考えております。9,681人分を計上しております。同じ節18のうち、雇用調整助成金の4,384万5,000円と、その下、雇用調整助成金利用促進助成金80万円は、事業者への支援として実施をしようとするものでございます。これは、もともとは国の制度による助成金になりますけれども、その制度におきまして事業者の負担分がでございます。その事業者が負担する分について町が助成をする、簡単に言いますと、国の制度に上乗せをする形で事業者を支援していこうとするものでございます。16社分を予定しております。これに関連をしまして、その下の雇用調整助成金、雇用調整助成金利用促進助成金は、国への雇用調整助成金の申請手続に当たりまして、社会保険労務士等に委託をした場合の費用について5万円を上限に助成をしていこうとするものでございます。

同じ商工費の目3.観光推進費は、123万3,000円の減額です。これらは御覧のとおりになりますけれども、予算の減額です。既に中止の決定がなされました田んぼアートとあじさいまつりについて、その委託料や補助金をはじめとする関係予算を減額するものでございます。

12ページをお願いします。款8.項1.目1の非常備消防費は、1,464万1,000円の減額です。これも予算の減額になります。今年度の8月2日に神戸町で開催が予定をされておりました岐阜県消防操法大会は中止となりましたので、節18.負担金、補助及び交付金の郡消防協会負担金（県操法大会）をはじめとする関係予算を減額したものでございます。

同じ消防費の目3.防災費は、財源補正でございます。財源として県支出金を充当しております。

13ページをお願いします。款9.項1.目2の事務局費は、4,809万円の増額です。節10.

需用費の消耗品費201万3,000円は、感染予防として、学校の再開に当たり小・中学校における集団感染のリスクを避けるため、保健衛生用品等の充実を図っていかうとするものでございます。具体的には、消毒液や体温計などの購入を予定しております。節12. 委託料の校内通信ネットワーク整備業務委託料1,112万3,000円、3つ下にありますオンライン授業に付随する授業支援システム導入委託料39万2,000円、節13. 使用料及び賃借料のパソコン借上料740万2,000円、さらには節17. 備品購入費の情報教育備品購入費3,216万円は、学びへの支援として、当町においても国が推進しておりますG I G Aスクール構想の加速による学びの保障を実現していかうとするものでございます。具体的には、1人1台タブレット環境の実現とオンライン授業の実施、これらに関連する校内通信ネットワークの整備を行うものでございます。節12. 委託料に戻りますけれども、小学生鹿児島派遣研修委託料150万円の減額と中学生カナダ派遣研修委託料350万円の減額は、今年度につきましては、ともに中止となりましたので予算を減額したものでございます。

14ページをお願いいたします。款9. 項4. 目1の奨学金200万円の増額は、学びへの支援の一つとして、保護者の収入が減少したことにより学費の支払いが困難になった高校生を対象に給付型の奨学金を支給していかうとするものでございます。40人分を計上しております。

次に、歳入の御説明をいたします。

戻って3ページをお願いいたします。

款12. 項1. 目2. 教育費負担金の126万3,000円の減額は、カナダ派遣と鹿児島派遣については、先ほど御説明したとおり、ともに中止の決定がされましたので、その参加者に係る自己負担分を減額するものでございます。

4ページをお願いいたします。款14. 項2. 目1. 総務費国庫補助金の6,114万1,000円は、国の第1次補正予算におきまして、地方に対して交付するとされた総額1兆円から地方創生臨時交付金という名目で配分を受けたものでございます。金額につきましては、国において計算がなされ、交付限度額として提示がされたものでございます。これを活用、財源充当する事業といたしましては、過日予備費で対応したマスクの購入と配布の経費、5月補正予算でお認めを頂きました県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金市町村負担金、いわゆる休業補償協力金の市町村負担分、今回の6月補正予算中、独り親世帯の子供への給付、電話相談窓口の開設、プレミアムクーポン券の発行、雇用調整助成金の上乗せ、その利用促進補助金でございます。

同じ国庫支出金の目5. 教育費国庫補助金14万6,000円につきましては、小学校費と中学校費と分かれておりますけれども、どちらも保健衛生用品等の購入に対して国の補助金を受け入れるものでございます。

5ページをお願いいたします。款15. 項2. 目5の商工費補助金1,377万円は、中小企業

の雇用調整助成金について、町が実施する上乗せの助成金に対して県から2分の1の補助金を受け入れるものでございます。

同じ県支出金の目7.教育費県補助金3,426万円は、これについても小学校費と中学校費とございますが、公立学校情報機器整備費補助金は1人1台タブレットの購入費に対するもの、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金は校内通信ネットワーク環境の整備費用に対して、それぞれ県から補助金を受け入れるものでございます。補助金の額につきましては、御覧のとおりでございます。

目8.消防費県補助金105万円は、避難所における生活環境の整備、備品購入に対して県から2分の1の補助金を受け入れるものでございます。

6ページをお願いいたします。款18.項1.目2のその他特定目的基金繰入金1,200万円のうち、ふるさと応援基金繰入金の1,000万円は、1人1台タブレットやオンライン授業、校内通信ネットワーク整備の財源の一部として繰り入れるものでございます。その下の修学助成事業奨学金支給基金繰入金の200万円は、給付型奨学金の財源として繰り入れるものでございます。

最後に、7ページの款19.繰越金は、歳入予算を調整するため、312万7,000円を計上したものでございます。

以上で御説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

去年の予算なんですけれども、歳入から歳出を引いた、残ったお金というのはどれだけあるもんなんでしょうか。

○議長（小寺 強君）

経営戦略課長 菱田靖雄君。

○経営戦略課長（菱田靖雄君）

浅野議員の御質問は、一般会計の繰越金がどれだけあるかということかと思っておりますけれども、最終的に1億3,511万8,000円です。

○議長（小寺 強君）

ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第28号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第28号 令和2年度輪之内町一般会計補正予算(第2号)については、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

○議長(小寺 強君)

日程第9、議第29号 令和2年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

住民課長から議案説明を求めます。

中島良重君。

○調整監(住民・福祉)兼住民課長(中島良重君)

それでは、議案書の6ページをお願いいたします。

議第29号 令和2年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)。令和2年度輪之内町の国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ652万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,652万3,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和2年6月8日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

7ページ、8ページにつきましては、歳入歳出をそれぞれ款項別に示したものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書にて御説明申し上げます。

事項別明細書の歳出の部、5ページをお開きください。

款2.項6.目1.傷病手当金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に伴う傷病手当金補助金67万5,000円の計上でございます。国保被保険者が新型コロナウイルスに感染、もしくは感染の疑いがあるため労務に就けず、給与等が受けられなくなった場合、その給与の3分の2相当を補助するもので、10人分を計上しております。

続きまして、6ページをお願いいたします。款4.項1.目1.特定健康診査等事業費の

584万8,000円の増額につきましては、例年1,000円の自己負担で特定健診を受診していただいておりますが、本年度は新型コロナウイルス感染症対策の一環で全額補助するものでございます。収入の減少が見込まれる働く世代の方々の健康管理に対する負担軽減を図り、受診率の向上、健康への意識向上を目指すものでございます。受診率70%を目指し、当初予算計上分と合わせて1,051人分の計上でございます。

続きまして、歳入でございます。

3ページをお開きください。

款3.項1.目2の保険給付費等交付金67万5,000円の増額につきましては、先ほど歳出で説明しました傷病手当金に対する交付金で、全額国の特別交付金として交付されます。

続きまして、4ページをお願いします。款6.項1.目1.繰越金584万8,000円の増額につきましては、先ほど歳出で計上いたしました特定健診費用の自己負担分及び必要経費を前年度の繰越金留保額から繰り入れ、財源を賄うものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

3番 土井田崇夫君。

○3番（土井田崇夫君）

すみません、ちょっと前後するかと思いますけれども、新型コロナウイルスのマスクの件ですけれども、このマスクをまた追加購入とか、そういうお金というのはどちらの、経営戦略のほうで購入されたのか、どちらでこれは。どちらでなのか分かりませんが、お答えできれば、すみませんけど。

○議長（小寺 強君）

菱田靖雄君。

○経営戦略課長（菱田靖雄君）

マスクの購入につきましては、保健衛生費、いわゆる福祉課のほうで対応しておりますので、もし今後購入していくとなれば、また保健衛生費のほうに予算計上していくことになるかと思っております。以上です。

○議長（小寺 強君）

ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第29号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第29号 令和2年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)については、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

○議長(小寺 強君)

日程第10、議第30号 令和2年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

福祉課長から議案説明を求めます。

伊藤早苗君。

○福祉課長(伊藤早苗君)

それでは、議第30号について御説明させていただきます。

議案書の9ページをお願いいたします。

議第30号 令和2年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算(第1号)。令和2年度輪之内町の児童発達支援事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ187万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,767万7,000円と定める。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和2年6月8日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

次の10ページと11ページにつきましては、第1表 歳入歳出予算補正として款項別に補正額を集計したものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書により御説明させていただきます。

児童発達支援事業特別会計補正予算の事項別明細書、4ページをお願いいたします。

歳出から御説明させていただきます。

款2. 児童発達支援事業費、項1. 障害児給付費、目1. 児童発達支援事業費は、187万7,000円の増額でございます。内訳につきましては、発達支援教室そらの人件費に係る補正でございます。4月の人事異動により、当初予算では会計年度任用職員2名を見込んでおりましたが、そのうち1名が正規職員となりましたので、その差額の人件費見込額について、それぞれ過不足額をお願いするものでございます。会計年度任用職員の報

酬200万6,000円の減額、一般職給は274万6,000円の増額、職員手当等の通勤手当につきましては5万1,000円、期末勤勉手当につきましては102万3,000円、退職手当につきましては41万2,000円をそれぞれ増額いたしましております。14の会計年度任用職員期末手当は、23万9,000円を減額。また、共済費では、職員共済組合負担金36万円を増額、社会保険料38万5,000円を減額としております。会計年度任用職員の費用弁償につきましては、8万5,000円を減額するものでございます。

次に、歳入のほうの御説明をさせていただきます。

戻っていただいて、3ページをお願いいたします。

款3.繰入金、項1.他会計繰入金、目1の一般会計繰入金、こちらにつきましては187万7,000円を増額し、先ほどの歳入歳出の補正の財源として一般会計より繰り入れるものでございます。

以上で、児童発達支援事業特別会計補正予算の御説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第30号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第30号 令和2年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）については、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（小寺 強君）

日程第11、議第31号 令和元年度輪之内町水道事業の決算の認定について及び日程第12、議第32号 令和元年度輪之内町水道事業の剰余金処分についてを一括議題とします。建設課長から議案説明を求めます。

大橋勝弘君。

○建設課長（大橋勝弘君）

それでは、お手元に配付してございます令和元年度輪之内町水道事業会計決算書によ

り御説明を申し上げます。

1 ページをお開きください。

議第31号 令和元年度輪之内町水道事業の決算の認定について。地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により議会の認定を求める。令和2年6月8日提出、輪之内町長。

2 ページをお願いいたします。

議第32号 令和元年度輪之内町水道事業の剰余金処分について。地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により議会の議決を求める。令和2年6月8日提出、輪之内町長でございます。

それでは、説明に入らせていただきます。目次を挟みまして、資料の1ページをお開きください。

令和元年度輪之内町水道事業決算報告書でございます。この報告書は消費税を含んでおります。なお、金額については決算額のみとさせていただきます。詳細につきましては、後ほど21ページの収益費用明細書によって御説明をさせていただきます。

(1) 収益的収入及び支出の収入のほうにつきましてでございますが、第1款水道事業収益、総額1億3,635万9,814円でございます。内訳は、営業収益1億1,767万1,500円と営業外収益1,868万8,314円でございます。

下段の支出につきましては、第1款水道事業費1億1,104万5,638円でございます。内訳は、営業費用9,845万2,693円、営業外費用1,259万2,945円、予備費については、支出はございませんでした。

次に、2ページ、資本的収入及び支出の収入につきましては、第1款資本的収入1,859万7,952円でございます。内訳は、工事負担金280万6,400円、補償金1,579万1,552円でございます。

支出でございますが、第1款資本的支出5,380万1,621円でございます。内訳は、建設改良費3,286万512円、企業債償還金が2,094万1,109円でございます。

欄外でございますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3,520万3,669円は、過年度分損益勘定留保資金853万718円、当年度分減債積立金2,094万1,109円、建設改良積立金451万1,478円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額122万364円で補填をいたしました。

3 ページをお開きください。令和元年度輪之内町水道事業損益計算書でございます。この損益計算書以降の資料につきましては、消費税は含まれておりません。

営業収益から営業費用の差引き額でございますが、営業収益は1億854万5,592円、営業費用は9,638万8,365円、営業利益は、差引き1,215万7,227円となりました。

次に、4ページでございますが、営業外収益1,868万8,562円、営業外費用666万7,945円、差引き1,202万617円でございます。したがって、経常利益及び当年度純利益に

つきましては、先ほどの営業利益と営業外利益を加えました2,417万7,844円になりました。

5 ページをお開きください。令和元年度輪之内町水道事業剰余金計算書でございます。

左のほうから、資本金及び資本剰余金につきましては、当該年度は移動がございませんので同額でございます。

利益剰余金につきましてでございますが、減債積立金、建設改良積立金は、議会議決の処分額について、先ほどの建設改良の不足金に充てるため取り崩しを行いましたので差引きゼロ円ということで、未処分利益剰余金のうち、当年度純利益剰余金2,417万7,844円を加えました剰余金の合計は3億4,473万412円になり、資本合計といたしましては9億195万6,729円となりました。

6 ページをお願いいたします。令和元年度輪之内町水道事業剰余金処分計算書（案）でございます。

未処分利益剰余金のうち、議会の議決を経て処分する額につきましては、当年度純利益2,417万7,844円のうち2,392万4,790円を処分するもので、減債積立金に2,135万3,669円、建設改良積立金に257万1,121円を、それぞれ積み立てをしようとするものでございます。

7 ページをお開きください。令和元年度輪之内町水道事業貸借対照表でございます。

資産のうち、固定資産年度末残高14億9,325万5,053円の詳細につきましては、24ページの固定資産明細書にて再掲をしております。

また、2の流動資産のうち、未収金貸倒引当金につきましては、前年度より25万3,054円の減少で658万1,410円となり、未収金の残高といたしましては802万6,420円となりました。

次に、8 ページ、負債の部でございます。

固定負債につきましては、企業債と引当金で総額3億24万9,220円、流動負債、企業債につきましては、翌年度償還分でございます。未払金及び引当金の合計で3,402万1,025円、5の繰延収益につきましては5億5,571万8,820円となりました。

負債の合計でございますが、8億8,998万9,065円でございます。

資本の部でございます。

資本金は、昨年度と同額の5億4,999万1,517円でございます。

剰余金につきまして、資本剰余金と利益剰余金の合計で3億5,196万5,212円となりました。

続きまして、9ページから10ページは注記でございますが、決算書の作成に関する重要な会計方針に係る事項や、取引に関わる処分方法及び引当金等についての説明事項でございます。

12ページをお開きください。令和元年度輪之内町水道事業報告書でございます。

概況につきまして、営業内容としましては、事業収益1億2,723万4,000円で、前年度と比較しますと64万9,000円の増額、事業費用は1億305万6,000円で、前年度と比較すると203万1,000円の増額となります。損益計算による純利益は2,417万8,000円になりました。

資本的収支については、収入1,845万1,000円に対し、支出は5,090万4,000円となり、不足額3,245万3,000円は、留保資金で補填をいたしました。

次の13ページでございますが、工事の概況でございます。

工事につきましては、第2水源地の配水ポンプ取替え工事491万4,000円、その他水道管布設替え工事4工事につきましては下水道関連とほ場整備関連の工事で、工事費合計は2,679万4,752円でございます。

14ページをお願いいたします。保存工事でございますが、主に修繕工事でございます。主なものでございますが、水源地の点検整備につきましては、第1水源地のろ過機用電動弁の取替え修繕、それから第1水源地の逆洗タイマー取替え修繕でございます。

15ページの業務でございますが、業務量の中で年間給水量は、令和元年度121万3,003立米で、前年度より516立米の減少となっております。

下段のほうですが、事業収入に関する事項につきましては、給水収益が令和元年度1億733万9,000円となり、15万5,000円の増加をしているところでございます。

16ページをお開きください。事業費に関する事項で主な増減についてでございますが、表の4行目、減価償却費の増減、227万4,000円の増額につきましては、前年度の水道管布設工事及び水源地関連工事に伴い、固定資産が増加したことによるものでございます。

次に、20ページをお願いいたします。令和元年度輪之内町水道事業キャッシュ・フロー計算書でございます。

まず、ちょっと訂正ですが、タイトルの下の期間が「平令和」となっておりますが、誤りでございますので、「平」の字を削除していただきますようお願いいたします。

この計算書は、主に企業活動によって実際に得られた収入から外部への支出を差し引き、手元に残る資金の流れを示しています。

業務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、当年度純利益2,417万7,844円から下段の利息の支払い額657万7,037円までの合計額で4,114万1,601円でございます。

投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、資産に係る主に配水管の布設替え工事等でございますが、1,304万2,196円の減少でございます。

財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、企業債の償還元金による支出2,094万1,109円の減少でございます。

当期の増減といたしまして715万8,296円の増、資金の期末残高は2億9,060万542円となりました。

21ページをお願いいたします。令和元年度輪之内町水道事業会計収益費用明細書でござ

ざいます。主な内容について説明をさせていただきます。

まず、収益的収入でございますが、水道事業収益といたしまして1億2,723万4,154円でございます。

営業収益につきましては、給水収益の1億733万9,498円は料金収入でございます。

その他営業収益では、一般会計負担金100万円につきましては、消火栓の維持管理費に係る一般会計からの負担でございます。雑入の18万6,094円につきましては、下水道のメーター検針費用の負担分でございます。

営業外収益につきましては、預金利息が4万9,945円、長期前受金戻入1,838万5,315円につきましては、加入負担金や補償金等の減価償却費相当額をその財源ごとに振り分けた金額でございます。

22ページをお開きください。収益的支出でございますが、水道事業費は1億305万6,310円でございます。

内訳といたしまして、営業費用、原水及び浄水費のうち、動力費1,064万1,581円は、水源地の電気代でございます。

配水及び給水費につきましては、委託料240万2,367円は水道管理システムの更新業務委託料等で、修繕費の579万1,240円は、主に仁木地区のメーター器の交換をいたしましたので、その交換の費用471万8,850円であります。

総係費の主なものにつきましては、職員の給料等でございます。

23ページ、減価償却費でございますが、このうち無形固定資産減価償却費77万3,000円につきましては、会計ソフトの導入に対する減価償却でございます。

営業外費用の雑支出で9万908円につきましては、先ほど収入のほうで申し上げました、100万円の一般会計からの負担金に対する消費税相当額分でございます。

最後になりますが、令和2年5月20日に輪之内町監査委員さんの監査を受けておりますので、意見書の添付をさせていただいております。

長くなりましたが、以上で水道事業の決算及び剰余金処分についての説明を終わらせていただきます。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第31号及び議第32号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議

ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第31号 令和元年度輪之内町水道事業の決算の認定について及び議第32号 令和元年度輪之内町水道事業の剰余金処分については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

暫時休憩いたします。

(午前10時22分 休憩)

(午前10時34分 再開)

○議長(小寺 強君)

休憩前に引き続き会議を再開します。

○議長(小寺 強君)

日程第13、議第33号 輪之内町防災士連絡協議会設置条例の制定についてを議題とします。

危機管理課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長(荒川 浩君)

それでは、説明させていただきます。

お手元の議案書13ページをお願いいたします。

議第33号 輪之内町防災士連絡協議会設置条例の制定について。輪之内町防災士連絡協議会設置条例を次のように定めるものとする。令和2年6月8日提出、輪之内町長でございます。

かねてから懸案となっておりました防災士の活動について、防災士連絡協議会を設置して、その活動に拍車をかけたいという思いから、町の附属機関として位置づけて条例化しようとするものでございます。

昨今、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待される中で、自助・共助・公助の協働活動を推進するため、協議会を設置するものでございます。

現状をお話ししますと、町内の防災士は、現在261人、その内訳は、町民の方90人、役場職員50人、中・高生109人、消防団員12人でございます。

この4月からこの連絡協議会を立ち上げるべく準備をしておりますが、役場職員はもちろんのこと、町内90人の防災士の方に対してこの協議会に参画してもらえるかという意思確認を行ったところ、27人の方から参画する旨の回答を得ております。

今後は、御議決いただければ、この27人でスタートさせたいと考えております。

この防災士の役割として考えている一丁目一番地の業務は、各地域の防災訓練等の支援業務を第一目的として位置づけたいというふうに考えております。そのほか、町主催の防災に関する業務の支援なども頂きたいというふうに考えております。

条例の内容といたしましては8条で構成しておりまして、協議会の所掌事務や連絡協議会の組織など、所要の規定を定めようとするものでございます。

それでは、議案書14ページ、15ページで条例内容を説明させていただきます。

第1条では、その目的を規定しております。

第2条では、所掌事務について規定をしております。冒頭でも申し上げましたが、協議会の役割として考えている一丁目一番地の業務は、第1号で掲げるとおり、各地域の防災訓練等の支援業務を第一目的として位置づけたいというふうに考えております。

続いて、第3条では組織について規定しております。組織の構成については、第1項に掲げるとおり、防災士または認定資格取得予定者によって組織構成を考えております。

また、役員構成については、第2項に掲げるとおり、10名の役員構成を考えております。

続いて、第4条では役員の任期と選任方法を規定しております。

次に、第5条では役員の任務について規定をしております。

次に、第6条ではその役員会の在り方について規定をしております。

次に、第7条では協議会の庶務事務について規定をしております。庶務事務につきましては、危機管理課で所管をしたいというふうに考えております。

次に、第8条は雑則でございますが、この条例に定めるもののほか必要な事項については委任することを規定しております。

最後に、附則でございますが、施行期日については公布の日から施行することとしております。

以上で、議第33号の説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

261名の防災士の方がお見えになって、そのうち27人参加でスタートするということが今御説明を頂きましたが、残りの方はどのようなことでお世話、その防災士になられた、そのノウハウをどこで生かすか、そういうことは置き去りになるんですかね。

やっぱり基本的には、中学校の方はともかく、町民の方、それから職員の方、消防団

員の方という、俗に言う社会人の方においては、やっぱり全て何らかの形で参加を頂くためにこういう設置条例をきちっとやらないと、中途半端にした後、27名のスタートということでは、ちょっと僕の聞き間違いだったらあかんのやけど、27名でやるんだということではちょっとおかしいのではないかなあと。つくる限りはきちっとした防災ということに結びつくような活動ができるようにやっていただかんとかかんと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（小寺 強君）

危機管理課長 荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

先ほど27人というふうに申し上げました。取りあえず27人でスタートさせますが、残り63人についても継続して声かけをしながら、各地区でバランスよくなるように努めてまいりたいというふうに考えております。

現状では、この活動内容が、多分防災士の方もあまり、まだ明確にしておりませんので、参画をちゅうちょする方も見えると思います。

今後は、この防災士の活動が表に出てくれば、賛同いただける方も増えてくるのではないかというふうに考えておりますし、先ほども言いましたけれども、声かけは継続的にやって、できたら防災士の資格を取ってみえる方については、全員参画してもらえるように努力してまいりたいと思っております。以上です。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

それであるならば、取りあえず27名の参加ということではなくて、取りあえず全員参加を目標、出ていただける、要するに社会人の方。町民と職員で152名の方は何らかの、要するに区のほうでも補助金を出したり、いろんな形で防災士を生まそうという応援の中で生ましてありますので、やはりそれは条例をつくる、そうやって運営していかないかん立場の人たちが、そんな取りあえず27名でなんていうと、何のために、区のほうからもみんなでお金を出して、少しでもそれに対する、賛同して協力してきたんやということが無駄になってしまうような気がするんですわ。それこそ取りあえずであるならば、そちらが先の取りあえずじゃないですか。27名が取りあえずじゃないでしょう。取りあえず全員参加にさせていただいて、体が悪いとか、その間にいろんな条件、自分の身体的条件も変わったということであれば、それはもう致し方ないんですが、それ以外の方は、それこそ取りあえず参加を頂くと。やっぱりそれを区長を中心にまとめていただいて、行政との連絡をうまく取ってやるというのが本筋じゃないですか。

○議長（小寺 強君）

危機管理課長 荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

田中議員がおっしゃる方法が本当であろうというふうに考えております。

27人というのは町民の方で取っていただいた方、役場の職員は、これはいざ災害になれば中心となってやらないかん立場でございますので、これはもちろん参加するというのは前提でございますので、それで町民については、確かにおっしゃるとおりだと思います。

私どもとしては、まず考えたのは、発足させるに当たって、いわゆる名前だけ載せていけばいいわということではなしに、やっぱり実際に活動していただける方をまずピックアップしたというようなことでございます。

先ほど田中議員がおっしゃったように、その区挙げて、その個人負担金を区で負担したという経緯も聞いておりますので、やっぱりその区の期待を背負って選出された防災士でありますので、その辺のことも、今回、残りの67人の方についてはそういうことも踏まえながら、やっぱり区から物すごく期待されてみえるんですよということを申し上げながら、参画いただけるようにお声かけを継続的にしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（小寺 強君）

ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第33号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第33号 輪之内町防災士連絡協議会設置条例の制定については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（小寺 強君）

日程第14、議第34号 輪之内町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。税務課長から議案説明を求めます。

田中久晴君。

○会計管理者兼税務課長兼会計室長（田中久晴君）

それでは、議第34号について説明をさせていただきます。

お手元の議案書は16ページになります。

議第34号 輪之内町税条例の一部を改正する条例について。輪之内町税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和2年6月8日提出、輪之内町長でございます。

17ページ、18ページが一部を改正する条例になります。

今回の条例改正は、町長の提案説明にありましており、今年4月20日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の税制上の措置で、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、地方税等に係る特例措置を講ずるなどの必要があることから、地方税法等の一部を改正する法律及びその関係政令、関係省令が公布されたことに伴い、輪之内町税条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、個人住民税では、一定の入場料等払戻し請求権を放棄した者への寄附金税額控除の適用に係る対応措置、住宅借入金等特別税額控除で一定の場合に適用期限を令和16年度分まで延長、固定資産税では、中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係るものを令和3年度の課税分に限り軽減措置、生産性革命の実現に向けた特例措置の適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加え、適用期限を2年延長、軽自動車税では、環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6か月延長などのほか、徴収の猶予制度の特例や条項ずれ、文言等を改正すべく2条立ての条文で構成しております。

改正の内容は、新旧対照表にて説明させていただきますので、条例の改正に関する新旧対照表の1ページをお願いいたします。

まず、第1条による改正では、附則第9条の傍線部分は、今回の地方税法の一部改正により新たに規定された同法の附則第61条と第62条の文言を加えるものでございます。

次の附則第9条の2第15項は、一番下の行に追加する第18項を適用する旨を加えるものです。その同条の18項は、15項の適用対象を拡充する規定を追加する内容のものです。

2ページの附則第14条の2、軽自動車税の環境性能割の非課税の期間を「令和2年9月30日」までから「令和3年3月31日」まで、6か月延長するものです。

附則第23条は、見出しにありますとおり、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等に関する規定を新たに追加するものです。

続きまして、第2条関係になります。3ページですが、附則の第9条と附則第9条の2第18項は、ただいまの第1条で改正した条文の中に今回の地方自治法等の一部を改正する法律の第2条関係の改正に伴い生ずる項ずれを改正するものです。

附則第24条は、見出しにある新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例に関する規定を新たに追加するものです。

4 ページの附則第25条も、同じく見出しの新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例に関する規定を追加するものになります。

議案書の18ページに戻ります。

附則、この改正条例は公布の日から施行するものとし、ただし書で第2条の規定は、令和3年1月1日から施行するものとしております。

以上で、議第34号の説明を終わります。御審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

この条例とは直接関係ないことをお尋ねいたしますが、今、定額給付10万円を振り込んでいただくということで、大変町民の方は、喜んでおられる人もたくさん見えます。

ところで、その10万円を放棄する、要らないという人もいるんだろうと私は思うんです。郵送して役場に送り返す場合は、四角いボックスにチェックをする人は10万円は要らないんだというように解釈されるようになっておりますけれども、そういうように放棄される方というのはあったのでしょうか。

○議長（小寺 強君）

荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

定額給付金につきましては危機管理課で所管しておりますので申し上げます。

この6月5日に振込をさせていただきました。その時点での申請件数は、パーセンテージですけど、93%です。これが一応申請期限は8月19日までとなっておりますので、まだ出てきていない人もいますので、明らかに私はもう申請しませんという、例えばさっきおっしゃったように、チェック欄にそういった方が見えたかという、見えません。

今後、残りの300世帯弱ぐらいの方でそういう方がお見えになるかもしれませんが、今のところはそういったチェック欄で辞退するという方はお見えになりません。以上です。

○議長（小寺 強君）

ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

独り暮らしの場合ですと、あの役場から受け取った通知を見てすんなりと書ける人というのはいらんだらうか、書けないという人のほうがいるんじゃないのかなあというように思うんですけれども、個人から郵送されてこない家庭においては、何か役場としては訪問してお勧めするとか、そんなような対応はされるものなんでしょうか、お尋ねします。

○議長（小寺 強君）

危機管理課長 荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

先ほども申し上げましたが、93%の方が申請があったと申し上げました。残りに関しては、まだいまだにないんですが、この6月、議会終了後か下旬に、もう一度、定額給付金の申請、お忘れになっておりませんかというような催告のお手紙を出させていただいて申請を促すという形にしております。

もし、書き方が分からないとか云々であれば、電話で問い合わせさせていただきたいと思いますし、また御案内のように役場にその申請の窓口を設けておりますので、ちょっと御足労ですが、そこへお出かけいただくというような措置で行ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（小寺 強君）

ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

ちょっと専門的に分からないので分かる文言があるところだけ、ちょっと分かりやすく説明いただきたいと思うんですが、例えば新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等という部分と、寄附金は関係あれへんのでいいんやけど、同じく住宅借入金等特別税額控除の特例というのはどういう意味のものか。要するに、コロナに関係あること、やっぱりいろいろ特別なときなので少しこれは、私、法学部を出ておりませんのでちょっと分かりませんのでどういう、碎けて簡単に言うとこれは何を、今回の条例改正でこの部分でウイルスに関係しておる部分の改正がかかっておると思うので、私たちに関係があるのかないのか、それもよく分かりませんので教えていただきたいと思います。

○議長（小寺 強君）

税務課長 田中久晴君。

○会計管理者兼税務課長兼会計室長（田中久晴君）

それでは、今、御質問がありました、まず新旧対照表でいいますところの2ページの徴収猶予の特例につきましては、令和2年2月から納期限が一定の期間ということで、来年の1月31日までにおいて、その期間の税金については、その前年の収入が大幅に減少した場合にその猶予を1年間認めるというものでございますので、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして収入が減少した方は、そういった納税の猶予をするというものでございます。

それから、もう一つは附則の25条ですので4ページになります。第25条につきましての住宅借入金等の特別税額控除は、これもコレラの関係で一定の条件というのがありますけれども、令和15年度までのものを1年間、期間を延期するというものでございますので、関係する方は限定されるかとは思いますが、こちらにつきましても、そういった税額控除の期間を延ばすというものでございます。以上でございます。

○議長（小寺 強君）

ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

これから議第34号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第34号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第34号 輪之内町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長（小寺 強君）

日程第15、議第35号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

税務課長から議案説明を求めます。

田中久晴君。

○会計管理者兼税務課長兼会計室長（田中久晴君）

それでは、続きまして議第35号について説明をさせていただきます。

議案書19ページでございます。

議第35号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和2年6月8日提出、輪之内町長でございます。

20ページが一部を改正する条例になりますが、こちらにつきましても先ほど町長の提案説明でありましたとおり、平成30年の国民健康保険制度の改革により財政運営の事業主体が岐阜県となり、財政の責任を有する保険者である岐阜県が県全体の医療給付費等の見込みを立て、各市町村の国民健康保険事業の給付金額を決定しているのです。その給付金額等に要する費用に充てるための税率を見直すものです。

国民健康保険税は、医療給付費分、それから後期高齢者支援金分、介護納付金分ごとの応能割である所得割額と応益割としての均等割額を合計した金額になりますが、今回の改正では、その所得割及び均等割の税率をともに引き下げる内容になります。

また、本議案の提出に際し、6月3日に開催されました国民健康保険事業の運営に関する協議会にて今回の改正の内容に関して御審議を頂いているところでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表にて説明させていただきますので、5ページをお願いいたします。

5ページの第3条は、国民健康保険の被保険者に係る所得割額、医療給付費分の税率を規定するもので、現行の「100分の7.42」を「100分の6.85」に引き下げるものです。

以下も同様に引下げの改正であり、次の第4条は、見出しの被保険者医療給付費分の均等割の税額で「3万8,400円」を「3万7,500円」に、次の6条は、後期高齢者支援金等課税額の所得割で「100分の2.48」を「100分の1.93」に、次の第7条は、同じく後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額で「1万2,300円」を「1万1,400円」に、次ページになります、第8条は、介護納付金課税被保険者に係る所得割額で「100分の2.18」を「100分の1.61」に、次の第9条は、同じく介護納付金課税被保険者に係る均等割額で「1万3,200円」を「1万2,300円」に、それぞれ改正するものでございます。

次の第23条は、国民健康保険税の減額に関する規定になります。国民健康保険税の減額は、御承知のとおりと思いますが、前年の所得が一定金額以下の世帯は、その所得額に応じて均等割額を7割、または5割、もしくは2割に減額するものです。

第23条の第1号は、均等割額を7割減額する金額で、アは医療給付費分を、それから次ページ、7ページのイは後期高齢者支援金分を、ウは介護納付金分の減額する金額をそれぞれ規定しています。

第2号は、均等割額を5割減額する金額、次の第3号は、2割減額する金額を第1号と同様にア、イ、ウの区分で規定するもので、先ほどの第4条、7条、9条の均等割の改正に伴い、それぞれに算出して改正するものです。

議案書の20ページに戻ります。

附則にて、第1条で、この改正条例は公布の日から施行するものとし、附則第2条は、適用する年度分の区分を規定するものでございます。

以上で、議第35号の説明を終わります。御審議を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第35号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第35号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第35号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長（小寺 強君）

日程第16、議第36号 輪之内町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

住民課長から議案説明を求めます。

中島良重君。

○調整監（住民・福祉）兼住民課長（中島良重君）

それでは、議第36号について御説明させていただきます。

議案書の21ページを御覧ください。

議第36号 輪之内町手数料徴収条例の一部を改正する条例について。輪之内町手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和2年6月8日提出、輪之内町長でございます。

今回の条例の一部改正につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を改正する法律、通称デジタル手続法と申しますが、この施行期日を定める政令が公布され、5月25日から施行されることになりました。

このデジタル手続法第4条にて番号利用法が改正され、通知カードが廃止されることになり、再交付手数料の項目を削除する改正でございます。

22ページが改正する条文となっております。

改正につきましては、新旧対照表にて御説明申し上げます。

新旧対照表の9ページをお願いいたします。

別表の事務の種類6の部中、事務の内容の第1号ですが、こちらで通知カードの再交付の部分を削除してございます。

次のページの第2号の号番号を削る、1号を削除したことにより、2号の号番号を削るという改正になってございます。

議案書22ページにお戻りください。

附則にて、この条例の施行は公布の日からと定めております。

なお、現在お持ちの通知カードについては、住所、氏名等、記載事項に変更がなければ、引き続き番号確認のための確認書類として利用できることは申し添えておきます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議賜りますよう、よろしく申し上げます。

○議長（小寺 強君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

これから議第36号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第36号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第36号 輪之内町手数料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長（小寺 強君）

日程第17、議第37号 輪之内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

福祉課長から議案説明を求めます。

伊藤早苗君。

○福祉課長（伊藤早苗君）

それでは、議第37号について御説明させていただきます。

議案書の23ページをお願いいたします。

議第37号 輪之内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。輪之内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正する条例を次のように定めるものとする。令和2年6月8日提出、輪之内町長でございます。

この条例につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が令和2年4月1日に施行されましたので、国の基準の改正に基づき、同様の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明させていただきますので、新旧対照表の11ページをお願いいたします。

第11条、職員のところでございます。これは放課後児童支援員となる資格の拡充を図るものでございまして、第3項で放課後児童支援員の認定資格研修について、都道府県知事または指定都市の長が行う研修を修了した者であるという規定に、中核市の長が行う研修を修了した者という規定を追加するものでございます。

議案書の24ページのほうに戻っていただきまして、附則でございます。この条例は、公布の日から施行するをいたしております。

以上で、議第37号の御説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これより質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから議第37号についての討論を行います。
討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議第37号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。
したがって、議第37号 輪之内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長（小寺 強君）

日程第18、議第38号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

福祉課長から議案説明を求めます。

伊藤早苗君。

○福祉課長（伊藤早苗君）

それでは、議第38号について御説明させていただきます。

議案書の25ページをお願いいたします。

議第38号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和2年6月8日提

出、輪之内町長でございます。

この条例につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が令和2年4月1日に施行されましたので、国の基準の改正に基づき、同様の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明させていただきますので、新旧対照表の12ページをお願いいたします。

第7条、保育所等との連携ということで、現行では第4項の規定で家庭的保育事業者等による連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、保育所等連携施設を確保するという規定を適用しないですることができるとなっております。

この改正案では、この現行の部分を第2号のところの規定いたしまして、第1号で家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後、様々な対応策の活用により、引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、連携施設の受入先確保は不要とすべきであるという旨を規定しております。

続いて、次のページの第38条でございます。居宅訪問型保育事業、こちらでは居宅訪問型保育事業者が保育を提供する場合の規定がされております。

第4号のところ母子家庭等で保護者が夜間や深夜の勤務をする場合ということとしておりますが、そのほか、保護者が疾病や障がい等により養育を受けることが困難な場合にも保育の提供が可能とする規定を追加いたしております。

議案書の26ページのほうに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するというところでございます。

以上で、議第38号の説明を終わらせていただきます。御審議賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第38号についての討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第38号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第38号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長(小寺 強君)

日程第19、議第39号 輪之内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

福祉課長から議案説明を求めます。

伊藤早苗君。

○福祉課長(伊藤早苗君)

それでは、続きまして議第39号について御説明させていただきます。

議案書の27ページをお願いいたします。

議第39号 輪之内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。輪之内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和2年6月8日提出、輪之内町長でございます。

この条例の改正につきましても、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が令和2年4月1日に施行されましたので、国の基準の改正に基づき、同様の改正を行うものがございます。

それでは、新旧対照表で御説明させていただきますので、新旧対照表の14ページをお願いいたします。

第42条、特定教育・保育施設等との連携、先ほどの条例改正と同じように、現行で42条の第4項で特定地域型保育事業者による連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、特定地域等連携施設を確保する規定を適用しないこととすることができるというふうに定められております。改正案では、この現行の部分第2号のところの規定いたしまして、第1号で特定地域型保育事業者等による保育の提供の終了後、様々な対応策の活用により、引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、連携施設の受入先確保は不要とすべきであるという旨を追加で規定しております。

それでは、議案書の28ページのほうに戻っていただきまして、附則でございます。こ

の条例は、公布の日から施行するとしております。

以上で、議第39号の説明を終わらせていただきます。御審議賜りますよう、よろしく
お願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第39号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第39号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第39号 輪之内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されま
した。

○議長（小寺 強君）

日程第20、議第40号 輪之内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例に
ついてを議題とします。

福祉課長から議案説明を求めます。

伊藤早苗君。

○福祉課長（伊藤早苗君）

それでは、議第40号について御説明させていただきます。

議案書の29ページを御覧ください。

議第40号 輪之内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について。輪

之内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和2年6月8日提出、輪之内町長でございます。

この改正の内容につきましては、岐阜県後期高齢者医療広域連合が後期高齢者医療に関する条例の一部を4月23日に改正されました。この改正に合わせ、新型コロナウイルス感染症に感染した者、また疑いのある者に傷病手当を支給するという事で、その支給に係る申請書の提出の受付につきまして規定するものでございます。

新旧対照表のほうで御説明させていただきますので、新旧対照表の15ページをお願いいたします。

第2条、輪之内町において行う事務でございます。第7号の次に第8号を付け加えます。広域連合条例附則第15条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付、この事務を追加し、第8号を第9号とするものでございます。

議案書の30ページに戻っていただきまして、附則にて施行期日等をうたっております。この条例は、公布の日から施行する。

第2号で改正後のこの条例の改正の規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則で定める日までということで、そこまで適用するとしております。

以上で、議第40号の説明を終わらせていただきます。御審議賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（小寺 強君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第40号についての討論を行います。

討論ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第40号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第40号 輪之内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長（小寺 強君）

日程第21、議第41号 輪之内町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

住民課長から議案説明を求めます。

中島良重君。

○調整監（住民・福祉）兼住民課長（中島良重君）

それでは、議第41号について御説明させていただきます。

議案書の31ページを御覧ください。

議第41号 輪之内町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。輪之内町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和2年6月8日提出、輪之内町長でございます。

32ページからが一部を改正する条例でございます。

今回の条例の一部改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、3月10日付、厚生労働省からの要請により傷病手当金の支給条項を追加するものでございます。

国保制度は様々な就業形態の方が加入していることから、その被保険者が少しでも休みやすい環境を整備することも感染拡大の防止策の一つであると考えます。幸いにも今日まで当町においては感染者は確認されておりませんが、今後に備え、感染もしくは感染の疑いがある被保険者に対し、仕事を休んだ場合に給与等の所得保障を行う傷病手当金の制度を創設するものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明させていただきます。

新旧対照表の16ページを御覧ください。

まず、目次中、第4章、保険給付に2条を追加するため、「第5条の4」を「第5条の6」に改めます。

次に、追加条文の1つ目、5条の5ですが、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金については、第1項で支給日は、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、労務に就くことを予定していた日について傷病手当金を支給する旨を定めております。

第2項で傷病手当金の額は、支給を開始する日の月以前の直近の継続した3か月間の給与等の収入の合計額を就労日数で除した金額の3分の2相当額を1日当たりの支給額

と定めております。ただし、標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額と定めております。

第3項で支給期間は、支給を始めた日から起算して1年6月を超えない期間と定めております。

次に、第5条の6、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整については、第1項で事業主と被保険者との雇用契約等により病気やけがでの療養期間中の給与等を保障されている場合で、感染もしくは感染の疑いがある場合に休業しても給与等の全部もしくは一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、前条で算出した額よりその給与等の額が少ないときは、その差額を支給する旨を定めております。

次のページの第2項は、前項に規定する者が本来事業主から受け取ることができるはずであった給与等の全部または一部を受け取ることができなかつたときは、傷病手当金として町から全部もしくは一部を支給する旨を定めております。ただし、傷病手当金を一部受けたときは、その額を支給額から控除する旨についても定めております。

第3項は、前項の規定により支給した金額は、本来事業主が支払うべき額であることから、後日、事業主から徴収する旨を定めております。

議案書の33ページにお戻りください。

附則にて、この条例の施行は公布の日からとし、適用期間は、令和2年1月1日から規則で定める日までとしています。現在のところ、1年6か月後の令和3年6月30日までと考えておりますが、今後の状況によっては期間の延長も視野に入れなければならないと思っております。

以上で、議第41号についての説明を終わらせていただきます。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

何点かお尋ねをいたします。

コロナにかかったという場合は、当然お医者さんに行くんですけども、そのときの医療費というのはどんなふうになるのでしょうか。1割負担か、2割負担か、3割負担か、その所得によって負担は変わってくるんだらうと思いますけれども、それは医療費は無料になるんですか。

もう一点は、入院した場合はどんなふうになるんですか。コロナに感染して入院しました、医療費というのは、2割負担とか3割負担になっていくんですか。

それからもう一点、傷病手当金というのは、この3項では事業所の事業主から徴収するというようになっておるんですけれども、国保に入っておる人は、ほとんど事業主というのではないだろうと私は思うんです。どういうところが事業主が負担するというようになるんでしょうか。会社に勤めている人だったら、国保には入らないですよ。どんなふうになりますか。

○議長（小寺 強君）

住民課長 中島良重君。

○調整監（住民・福祉）兼住民課長（中島良重君）

まず、医療費についてですが、新型コロナウイルス感染症というのは国の指定する感染症になりますので、医療費はかからないことになってきます。

それから、入院費についても同じくになります。

それから、最後に御質問いただいた事業主についてなんですが、ほとんど該当することはないと思いますが、国民健康保険であってもその事業主と雇用されている方の間に雇用契約とか就業規則等をきちんと定めている事業所等についての定めがございますので、もしそういう定めがある場合については、社会保険と同じように事業主が払わなければいけないという規定になっておりますので、あまり該当するところはないかと思っております。以上です。

○議長（小寺 強君）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

これから議第41号についての討論を行います。

討論ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第41号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第41号 輪之内町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長（小寺 強君）

お諮りします。

ただいま各常任委員会に付託しました議案につきましては、会議規則第46条第1項の規定によって6月15日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第28号から議第33号については、6月15日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。各常任委員長は、6月16日に委員長報告をお願いします。

○議長（小寺 強君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

定例会最終日は午前9時までに御参集願います。

本日は大変御苦勞さまでございました。

（午前11時35分 散会）

令和 2 年 6 月 8 日開会 第 2 回定例輪之内町議会

第 2 号会議録 第 9 日目

令和 2 年 6 月 16 日

○議事日程（第2号）

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

日程第3 議第28号 令和2年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）

議第29号 令和2年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議第30号 令和2年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）

議第31号 令和元年度輪之内町水道事業の決算の認定について

議第32号 令和元年度輪之内町水道事業の剰余金処分について

議第33号 輪之内町防災士連絡協議会設置条例の制定について

◎各常任委員会委員長報告（総務産業建設・文教厚生）

（令和2年第2回定例町議会付託事件）

○本日の会議に付した事件

日程第1 から日程第3 までの各事件

○出席議員（9名）

1番	大橋慶裕	2番	林日出雄
3番	土井田崇夫	4番	浅野重行
5番	浅野進	6番	上野賢二
7番	高橋愛子	8番	小寺強
9番	田中政治		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	箕浦靖男
参事兼 総務課長兼 危機管理課長	荒川浩	会計管理者兼 税務課長兼 会計室長	田中久晴
調整監 （住民・福祉）兼 住民課長	中島良重	教育課長	野村みどり

福祉課長 伊藤早苗
経営戦略課長 菱田靖雄
産業課長 松井和明

土地改良課長 田内満昭
建設課長 大橋勝弘

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 中島広美

議会事務局 西脇愛美

○議長（小寺 強君）

おはようございます。

令和2年第2回定例輪之内町議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は9名です。全員出席でありますので、令和2年第2回定例輪之内町議会第9日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（小寺 強君）

日程第1、諸般の報告を行います。

総務産業建設常任委員長から、議第28号及び議第31号から議第33号についての審査報告がありました。

次に、文教厚生常任委員長から、議第28号から議第30号についての審査報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（小寺 強君）

日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

会議規則により質問は3回までとします。

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

おはようございます。

議長さんのお許しを頂きましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

新型コロナ対策について。

毎日、新聞・テレビで報道されている新型コロナの終息の言葉が程遠く感じられます。人類が直面した歴史に残る強力なウイルスであると思うだけで心が沈みがちになります。

しかし、外へ目を向ければ、野山に新緑が映え、水田には新しい息吹が感じられ、何かをしなければと勇気づけられます。

そこで、町長に、以下4点ほど新型コロナ対策についてお尋ねをいたします。

まず、1番目、今年度の町のイベントについてのお考えは、5月29日に郡上おどりの中止が発表されました。プロ野球は、開催間近になっております。

2番目に公共料金を減額することはお考えではないでしょうか。

3番目、町独自で町民の方々に支援金を出すお考えはございませんか。

4番目、6月1日から分散登校が始まり、6月8日より普通授業になりました。こども園、小学校、中学校、児童・生徒への支援はどのようにされますか。

後でお答えいただきたいのは教育長さんへの質問です。

教育現場の問題点、また児童・生徒への長期休み明けの指導についてのお考えをお聞かせ頂きたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

改めまして、おはようございます。

一般質問、田中政治議員から新型コロナ対策についてということで4つの御質問を頂きました。順次お答えいたしたいと思います。

まず、1点目の今年度の町のイベントについての考え方はということであります。

御案内のとおり、このコロナ禍の影響で今年度予定しておりましたイベント等については、各種団体の皆様方とも協議をさせていただき、既に中止の決定を余儀なくされたものが少なからずあります。

4月当初には「千本桜まつり」が、ライトアップは実施したものの、イベント自体は中止いたしました。

また、5月、ゴールデンウィーク期間中に予定しておりました「田んぼアート」、そして6月21日に予定しておりました「あじさいまつり」、これも関係者と協議の上、中止の決定をさせていただいております。

また、8月上旬の町商工会主催の「納涼ふるさとまつり」についてであります。これも中止をするという旨の連絡を頂いております。

消防関係では、5月末の町消防操法大会、6月末の郡消防操法大会、そして8月2日の県の消防操法大会をそれぞれ中止としており、消防訓練自体も現在では休止をしている状況であります。

また、教育関係のイベントでは、7月上旬開催予定の各地区懇談会や、下旬の「スポーツレクリエーション祭」を中止いたしました。

また、福祉関係では、9月20日に開催予定の「敬老祝賀会」については、お祝い金給付事業は実施いたしますが、一堂に会した祝賀会自体は中止とさせていただきます。

そして、当町の最大のイベントでもあります「輪之内ふれあいフェスタ」については、来る6月18日に開催予定の実行委員会において、その開催の是非を関係者と協議をさせていただき予定となっております。

また、参考までに近隣の他市町の動向でございますけれども、7月、8月に集中しております祭りや花火大会等のイベントが軒並み中止という状況になっております。

例えば、大垣市では大垣花火大会や水都まつり、すのまた天王祭、養老町では納涼滝

まつりや養老公園盆踊り大会、岐阜市では全国花火大会、羽島市の濃尾大花火大会が、それぞれ既に中止を決定されております。

また、敬老祝賀会関連では、神戸町、垂井町が既に中止の決定を、そして安八町、養老町、関ヶ原町については、中止の方向で検討をしているというふうに聞き及んでおります。

また、神戸町や池田町では、秋の代表的なイベントである「GO!ご〜どんとこい祭り」や「みの池田ふるさと祭」も中止されると聞き及んでおり、揖斐川町では、11月8日の「いびがわマラソン」について中止の決定をされております。

このように、早々とも取れる中止の決定が相次いでおります。これは、大きい規模になるほど今の時期から準備が必要ということになってきます。早期に決定しないと応分の経費が無駄になってしまうと、そんなことを踏まえての措置であつたらうと、そんなふうにも思っております。

イベントが相次いで中止という状況になっておりますけれども、いずれもコロナ感染症のリスクを勘案したとき、またその準備に取りかかる時期を見定めたときに、その判断は現状ではやむを得ないのかなど、そんなことを思っております。

今年度も後半も様々なイベントを予定しております。時期を失することなく適切に判断をしてまいります。何はともあれ、このコロナ感染症、一刻も早く流行が収まることを願うばかりでございます。

続いて、第2点の公共料金の減額についてお答えします。

公共料金について様々な料金が考えられます。田中議員さんは公共料金一般ということですのでちょっと焦点を絞りにくかったんですが、今、他市町でも話題になっております、例えば水道料金、それからあとは保育園といいますが、こども園の料金だとか、そんなことを中心にちょっとお話をさせていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえた経済対策として、水道料金の減額に踏み切る自治体がございます。近隣市町でも、神戸、垂井、笠松が4か月から半年程度、水道の基本料金を免除するという方向を打ち出していることは私も承知をしております。

輪之内町の料金体系は、基本料金が1か月当たり1,100円、超過料金は1立米当たり88円となっております。メーター検針が3か月ごとでありますから、仮に1期分（3か月分）の基本料金を免除しますと、総額約1,000万円ほどになると、そんな試算をしております。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方への対応として、輪之内町では4月3日より支払い猶予を実施しており、申請により、水道料金、下水道使用料、下水道受益者負担金について、最長6か月の支払い猶予ができることとなる対応を取っております。これまでに支払い猶予の申請はゼロ件でありまして、現時点では納付が困難な状況とは考えにくいと受け止めております。

輪之内町の上水道基本料金につきましては、昭和54年に改定されて以降、消費税の改正以外の料金改定は行っておりません。

平成15年度に第2水源地の建設の際にも料金の値上げを実施することなく今日に至っており、県下の平均よりも安い料金設定となっております。また、水道事業は、今後も管径の増強でありますとか、耐震管への管路の布設替え工事、水源地機器の更新など多額の費用を要することもあって、財源的にそれほど余裕がある状況ではないということも申し添えておきたいと、そんなふうに思っております。

次に、こども園の利用料であります。当町のこども園の利用料につきましては、田中議員も御承知のとおり、昨年10月より児童教育・保育の無償化制度が開始されております。3歳から5歳児の利用料は、既に無償となっております。3歳未満の園児につきましても、兄弟で利用されている方につきましては、軽減の適用もございます。また、こども園の給食費につきましては、かねてより無償としております。このように子育てに対する負担軽減措置というのは、既にかんがりの部分で実施しております。

また、今回の新型コロナウイルス感染症の国の緊急経済対策として、国民1人当たり10万円を給付する特別定額給付金の支給、児童手当の本則給付を受給する世帯に対し、対象児童1人につき1万円を支給する子育て世代への臨時特別給付金も支給されます。

このように、国においても子育て世代を支える支援を講じておりますし、この後、3点目の御質問でもお答えしますが、町では今回の補正予算で上げさせていただいておりますとおり、ただ単に公共料金を免除するという方法ではなくて、同時に経済を活性化させる施策というのをやっていきたいと、そんなふうに思っております。

それから、3点目の町独自の支援金を出す考えはという御質問がございました。

新型コロナウイルス感染症による地域経済や住民生活への影響に対する当町としての支援や対応については、4月30日に成立した国の第1次補正予算において創設された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、そういう財源と当町が保有する基金、それらを財源として、この6月補正予算において個人や事業者を支援する事業のほか、景気浮揚に資する事業予算を盛り込んだところであります。

具体的には、新生児特別給付金、独り親世帯の子供への給付、プレミアムクーポン券の発行、雇用調整助成金の上乗せ補助金及びその利用促進補助金、修学助成事業奨学金の支給がそれに当たるものであります。

なお、地方創生臨時交付金につきましては、6月12日に成立した国の第2次補正予算において2兆円の増額が盛り込まれておりますので、間もなく国から2回目の交付限度額というものが示されるであろうと、そんなふうに思っております。

その使い道についての方向性でございますが、これは町民の皆さんや事業者からの声に耳を傾け、かつ他市町でいろんな事業もやっておりますので、そういったものを参考にしながら、全庁体制で調査・検討を行って、さらなる支援の創設や対応を展開してい

くことを考えております。

例えば、さらなるクーポン券による消費の拡大でありますとか、各事業所における感染拡大の防止策に要した費用に対する支援など、方向性として感染拡大の防止のほかに、地域経済や住民生活の支援に資する事業の展開というものを考えていきたいと思っております。

続いて、4点目のこども園、小学校、中学校、児童・生徒への支援についての御質問にお答えします。

こども園、義務教育諸学校につきましては、現在では既に平常体制で保育・教育を実施していることは御案内のとおりであります。

まず、こども園についてであります。この再開に際して、各こども園の園舎内の抗菌・抗ウイルスのコーティング処理の寄附をはじめ、マスク・消毒液などを地域の方々、企業の方々から寄附を頂きました。多大な御支援を頂いておりますことに感謝をいたしております。本当にありがとうございました。

そして、こども園のコロナウイルス感染症対策を万全にすることが第一になすべき施策であろうと考えております。

園では、登園時の検温、座席の配置、給食時や午睡時にも距離を取るなどの配慮をし、定期的な換気や消毒の徹底、また職員はもちろん、園児の手洗い、うがいの励行に努め、家庭でも習慣づけられるようにしております。

次に、小・中学校等への支援についてお答えをいたします。

6月1日から1週間の分散登校を経て、6月8日から一斉登校が始まりました。

小・中学校再開に際し、こども園同様に、マスク、フェースシールド、消毒液等の御寄附を頂きました地域の方々、企業の方々に感謝を申し上げたいと思います。

5月22日に文部科学省が出した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」にもたれて、安全で安心して学校で過ごせるように、登校から下校までマスクの着用、体温の確認、手洗い、手指消毒はもちろん、身体的な距離の確保、これは3密を避ける座席配置でありますとか授業形態、活動方法の工夫等ということになるかと思えます。教室内の温度管理と換気、熱中症予防、生徒・児童下校後の校内消毒、清掃を徹底しております。

新型コロナウイルス感染症対策により、カナダ派遣の研修、鹿児島への派遣研修、小学校5年生の合同宿泊研修の中止、体育大会、運動会の規模を縮小、修学旅行は秋へと延期をしている、そんなスケジュールの変更が多々ございます。

また、休業に伴う授業日数等の確保のために夏季休業日の短縮、これは今のところは8月1日から8月16日まで、それから冬季休業日の短縮であります。これは12月26日から1月4日までという形で、例年よりも短縮することを予定しておるところでございます。

新型コロナウイルス感染症は、完全に終息したわけではありません。長期戦になると言われています。もちろん、その意味するところは、やっぱり感染しない努力はもちろんですけれども、感染させない努力というのにも必要になってくるんだらうと、そんなふうに思っております。

学校運営につきましては、今後も「すぐメール」を活用し、スピーディーに情報提供し、保護者の方の不安を少しでも解消いたします。また、児童・生徒が意欲的に学習に向かうことができるよう工夫を凝らした対応を取るようにしてまいります。

当面は行事等も各クラスで行い、少しでも感染リスクを減らすために日々取り組んでおります。最終的に子供たちが健やかに成長されるように、保護者の方々の不安解消等にも寄り添いながら、その環境を整えてまいりたいと思っております。

幾つかの論点というか御質問がございました。感染症対策について考えるところ、向かうところは、議員と方向性を異にしていらないと思っておりますので、これからも皆さんの御理解を得ながらいろんなことをやっていきたいなど、そんなふうに思っております。以上であります。

○議長（小寺 強君）

教育長 箕浦靖男君。

○教育長（箕浦靖男君）

田中議員から教育現場の問題点、児童・生徒への休み明けの指導についての御質問を頂きましたのでお答えさせていただきます。

5月14日に岐阜県の緊急事態宣言が解除され、輪之内町でも5月末から分散登校が始まり、6月1日から学校が再開されました。

3か月に及ぶ長かった休業、待ちに待った解除でやっと平常の生活を取り戻したという一方、第2波、第3波の感染拡大があるのではないかと懸念されます。

4月と5月が休業となったため、例年より授業日数が35日分減少となりました。6月1日から学校を再開すると決まった時点で、各小・中学校ごとに来年3月までの教科、道徳、学校行事などの実施計画を一覧にした「授業時数一覧表」を再度作成し、授業日数とか時数の確認をしました。現在のところ、再び休業がない限り、学習指導要領で示されている教科や道徳、外国語等の標準時数をほぼ確保できます。また、昨年度3月に未履修、まだ学習が終わっていない内容の部分ですが、これにつきましては、6月初めの授業、現在、終わっているかとは思いますが、この授業で学習をしております。

4月、5月の休業日で不足する授業日数、授業時数の確保のために、夏季休業日を短縮し、8月1日から16日まで夏休みの休業日とします。

今年度は7月31日が1学期の終業式となり、8月17日が2学期の始業式となります。今年の夏は、昨年度より暑くなりそうです。熱中症の発生の心配があります。小学校低学年は、保護者の送迎による下校や、午後4時まで学校預かりなどの具体策を今後検討

していきたいと思っております。

学校に再開に当たっての新型コロナウイルス感染症対策については、令和2年5月に「学校における新型コロナウイルス感染症対応」、「学校再開ガイドライン」と言っておりますが、県教委から提示されました。このガイドラインは、各分野にわたって感染症対策の留意事項として示されております。輪之内町の小・中学校もこれに沿って対応を進めております。

その中の項目ですが、校内で実施する学校行事等では、体育祭とか文化祭、学習発表会、遠足、校外研修等も含めてですが、児童・生徒が密集して長時間活動する行事は、延期または中止とするとあります。このことは、感染症対策を怠ると感染者が発生する可能性が高いということだと思えます。

5月の校長会で、今後の学校行事について延期か中止にするかということについていろいろ検討しました。小学校3校で行う宿泊研修、小学校の音楽会は、今年度は中止とします。11月の小学校の修学旅行や社会見学、現在は実施する予定でおります。しかし、様子を見て変更になる可能性もあります。中学校の修学旅行は、本当は5月でしたが、9月に延期し、実施の予定でおります。これも状況によっては中止の可能性もあります。

児童・生徒が楽しみにしている学校行事につきましては、できる限り実施したいと考えております。感染症の心配があるから、全ての学校行事や室内での活動を中止するというふうではなく、感染症予防対策を徹底させ、実施していくことが必要と考えております。

次に、児童・生徒への長期休み明けの指導についてお答えします。

新規感染者がゼロの状況を踏まえて緊急事態宣言が解除されたとはいえ、まだ特效薬とかワクチンが開発されていない状態です。また、東京都や北九州市などで依然新規感染が確認されており、ウイルスとの闘いは終わったわけではなく、多くの専門家は、第2波の到来も予想しております。自粛から解放されたいという気持ちは分かりますが、3密の回避、手洗いの励行、マスクの着用、教室の机や多くの人の手が触れるドアの取っ手などの小まめな消毒など、身近な衛生環境づくりを実践することが大切です。大切なことは、感染しない、感染させないという一人一人の意識の徹底が必要です。

以上で、田中議員の答弁とさせていただきます。

(9番議員挙手)

○議長（小寺 強君）

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

きちっとした答弁を頂きましたので、あまり言うことはないんですが、ただ、最初に言いましたイベントの件については大体が中止の方向で、近隣の市町も今のところそんなような方向だというふうに今お聞きしましたが、それであるならば、先般、花火が10

分間、場所は不特定ということで、頑張ろうとか、勇気づけるとか、医療従事者に感謝とかといって花火が打ち上げられたとか、そういったちょっと心が温まるような、うれしいようなことがありましたが、町として町民が楽しみにしている多くのイベントがほとんど中止の方向で検討されるような気配ですので、ぜひもう少し収まって、例えばお正月近辺に、おめでたい新年を迎えて花火を10発か20発でもいいんでポンポンと打ち上げて、今年は頑張ってやるぞというような、そんなような何かささやかなものが、今からならまだ間に合うと思うので、そういった何か、そんなに手間暇がかからなくても町民の皆さんを勇気づけられるようなものがないかなということをご検討を頂きたいと思います。

それから、2点目の公共料金の関係、これは上下水道、いろいろな公共料金がありますが、特に町長がおっしゃった、支払い猶予を今やっておるけど、申込みがないのでそんなに困っているんじゃないんじゃないかなあというお話ですが、町民は、払うものは一生懸命切り詰めてでも払わないかんと努力の中で、これは全国民一緒だと思うんですがやっている。そんな中で、ゼロ件数だからいいんじゃないのなんていうように考えて、なおかつ猶予しているよ。猶予ということは、いずれは払えということなんで、たまったものをさらに払うとなると、これは大変なことになってくるので少し助けてあげる。要するに、1期1,000万ぐらいかかると町長はおっしゃっていましたが、その分を少しでも減額して、そのお金が多い少ないよりも元気づけるという意味では町の皆さんに対する思いが伝わるのではないかなということをご検討を頂きたいので、これは猶予じゃなくて、ぜひとも1期分、財源に余裕があれへんということは、値上げをずうっとやっていないので余裕がないと言われるんですが、そのときには町の僅かな蓄えの中でそれを補填していただいて、国は100兆でも200兆でもお金はあるとは思いますが、造幣局を抱えておりますので印刷すればいいという、輪之内町ではありませんのでなかなかそれはうまく、限られた財源と町長がおっしゃる、そのとおりです。その中で少しでも勇気づけるというような意味で、町も取り組んでいるよ、皆さんも一緒になって頑張りましょうという気持ちをその中で少しでも表せられたらどうかなあと、そんな気持ちで質問をさせていただいておりますので、もう一度そこら辺についても、難しいかもしれませんが、お答えを頂けたらと思います。

それから、3番目の支援金というのは今の2番とかなり共通してきますので、国は、先ほど言いましたようにいろんな形でお金を国民に、私のところも1人10万円、せんだって頂きました。そんな中、非常にありがたいなあということで感謝しておるわけです。これは返さなくてもいいお金なので特にうれしかったということをご検討を頂きたいので、

それから、4番目のこども園、学校関係については、いろんな方々から寄附を頂いたりして、消毒とかマスクとか、そういうことで大変ありがたかったという町長さんのお礼の言葉も入っておりますが、皆さんからいろんな形の中で子供の教育について応援し

ようという、これは気持ちでございまして、これは私たちもできることは何でもやらないかなあということは改めて思ったわけです。

そんな中で、後で言おうと思ったんですが、教育長さんのほうもこの4番は同じような内容ですので、あえてちょっと質問の中で今言いますが、教育長が大きなことを2つほど、答弁漏れだと僕は思うんですが、長期、子供たちが休業じゃなくて休校のときに学校へ通えなかった、これはコロナの関係なので仕方がないことなんです、長く休んだ後には、子供たちは登校拒否とか、何かやりたくないとか、いろんな形で多分サインがあると思うんです。昔から言われておる9月病だとか、夏休みぼけとか、僕らの時分には遊びほうけてしまって、そんなようなことで9月になるともう行きたくなくなってしまって、そんなようなことが多々ありました。

そんな中で3か月近く、長期の経験したことのない、親も子も誰も経験したことがない、こういった非常事態の中で学校へ行って、子供たちは、本当に朝起きたら何か行きたくないなあとか、何かそういう心がだんだん病んでくる子供たちが増えてくるのではないかなあ、それを懸念しております。

そして、中にはせきをする子もおるでしょう。そのせきはコロナのせきじゃなくても、夏風邪を引いてでも、どんなときでも「えへん」とやったときに、「ああ、コロナだ」というふう子供たちがはやし立てたり、それによって子供はやっぱり少しずつ心が沈んでいってしまったり、そういうことがないように、心のケアというものをもっと重点的に教育長の言葉からお聞かせ頂きたかったなあ。多分やっておみえだと思んですが、それをあえて言葉で発していただきたいということを思います。これは学校関係者、先生とか、相談員の方とか、いろんな、中学校にもたくさんそういう形ですうっとお世話になっておる方がたくさんお見えになりますので、いろんな形のお知恵を頂きながら、子供たちが少しでも心軽く授業に向かえるようにと思っております。

それから、もう一つ言いたいのは、教育長がおっしゃった夏休みが短くなる、ということは真夏の授業があるということですね。夏休みは、そもそも暑いので家庭で学習しましょうなんてなことが、僕らの時分はそういうようなことで夏休みがあったように僕は思っておるんですが、朝晩の涼しいうちに自分のところで勉強をやって、それで昼間は真っ黒になるように揖斐川へ行ったり、僕らのときはプールがなかったので揖斐川がメインでしたが、川遊びをして、そんな中の夏休み、真っ黒になって登校してきたら、おう黒いなあという、「黒ん坊のコンクール」なんていうような言葉があったぐらい日焼けして元気に登校したと。

今は、もう日焼けしておる子は少なくなってしまって、夏のプールは、熱いでやけどするので中止や、とにかく中止や、本当に子供のために中止やということを言わずに親の都合で中止や、送迎するのが大変やで中止や、夏休みのラジオ体操も中止や、みんな中止ですね。要するに、鍛えるという時間をかなり大人のエゴの中で削ってしまってい

る。

私らの地域でも御多分に漏れず、人の世話をするのは下手だけど、世話になるのは上手、これは大きく大人になっても同じことが言えます。いろんな組織が消滅したり、中止したり、停止したりするのは、役員になりたくない、原点がそこら辺、変なところへいざっておるんですね。だから、子供にもそういうことを植え付けないようにね。こんなときだからこそ、一生懸命外で遊び、夏休みになったらプールで遊び、そういうことが何で学校教育でどんどん衰退していつてしまつて、そんなもの熱いで行ったらいかん、プールへ行ったら足をやけどするぞ、そんなもんですかね。それだったら、やけどしないように何かプールの近辺に、それこそ今の熱くならないような対策を立てて、どんなふうにも子供たちに、水の中であのはしゃぐ姿が、本当に子供ならそういう姿ですよ。大人はあんなふうにははしゃぎませんが、でもそれが本来の姿であると私は思っております。

ちょっとそれでしたが、何が言いたかったかということ、夏休みの勉強が始まるということは、旧来休みだったときに始まるということは、暑いときに登下校がある。登校は、朝8時、7時のかなり涼しい時間に登校しますのでいいんですが、帰るときは、多分まだ日が高く、西日も暑く、ちょっとふわふわとするなというようなときに帰ってくると思うんです。教育長は、そこで父兄さんに送迎という線も一緒になって考えていただいたらどうかなあというようなことをおっしゃっていると思うんですが、これは送迎というのはできる子もできない子もおる。それから、お互いに頼んで譲り合つてやるという方法もあるでしょう、いろんな方法の中で選択肢が非常に。

私のほうでも小学校へ通っている子は数人しかいないんですよ。そうすると、もうその親さん、私のところだけとか、私とあなただけとかといて、そんなことになってしまっている、そういうときに仕事を早引けして帰ってくるのかとか、だからじいちゃん、ばあちゃんがおるおうちはいいいんですよ、何とかなるので。でも、そうばっかじゃないですね。

で、何が言いたいかということ、ここで、かねてから輪之内が一生懸命やっておるデマンドですわ、デマンド。バス停が輪之内町に幾つ、50か60か、どれだけあるか、私、今頭に入っておらんでいかんのですが、そういうものを朝・昼・晩、もしもこれ第2次感染が起きたら、また分散登校とか、いろんな手を考えてやらんならんという時期が多分来ると思うんです。そのときに、朝は1回デマンド、昼は送っていく子、帰ってくる子をまた乗せて、バスに動いてもらつて、夕方、最後に帰る子を乗せていただくとか、そういう形のものが、バス停は輪之内にたくさんありますので、それこそ3人、4人ずつ固まってグループになれば、それこそ時間は多少かかると思うんですが、何せ人数が少ないので。今年のおなかの中におる赤ちゃんに対する10万円の町のあれでも65名とか66名とか67名とかという、1年で生まれるお子さんがもう100人もお見えにならないの

で、それを町の全力応援の中で、分散登校になった場合に対してすぐにはできません、こんなことは。だから、先を見てそれも考えていかないと、これは多分このまま終息するとはなかなか思えにくい状況だと思うんです。

だから、それが起きたら、また休みになるのかという、いろんな選択肢の中でそれはもう駄目やと、何とかやらないかんということであれば、少人数でやらざるを得ないと。それなら、暑いとき寒いときといわず、そうやって少しでも子供たちの負担を軽減できるのではないかなあと私は思って、この輪之内でやっておるデマンドバスも何とか、今から数か月先を見据えて、もしものときにすたんばって出走できるような体制づくりもできるのかなあと私は思っております。

そんな中でそういうことについても、これは町長さんのほうへお願いしたいし、今の心のケアについては教育長さんをお願いをしたいと思っております。お願いします。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

いろんな御意見、御質問、そして御提案も頂きました。なるほどなと思うところもありますし、できることからやっていかないかんのだろうと、そんなふうに思っております。

まず、イベントの関係でございますが、これは御案内のとおり、国民、県民、町民を元気にするために、いろんなことをいろんな方が考えてやっておられます。全国のいろんなところと連携した花火の打ち上げでありますとか、あとは自衛隊のブルーインパルスが東京の上空を、皆さん、医療従事者への感謝の意味を込めて飛行するとか、いろんなことをやっております。

御案内のイベントの中止、延期等々が相次ぐ中で、どの時点でどんなことをやるのかということになってくるわけです。まだちょっと終息の方向が見えていない中で、じゃあこれはいつこういうことをやろうかなあという話にはなかなか結びつきませんが、状況を見ながら、やっぱり何か元気になる施策というのは地域振興という意味も含めて考えるか、選択の一つとして登場し得るものだと思っております。

申し訳ないですが、やっぱり感染防止との絡みがありますので、そういう状況を踏まえながら、できる状況が見えてきたときにはそういった御提案も、当然、選択するべきものだと、私はそういうふうに考えております。

何をしても下を向いて沈滞ムードがありますので、上を向いて元気に歩けるようなイベント、それから施策等もタイミングよく実行してまいりたいなあと、そんなふうに思っております。

それから、公共料金、厳しい御指摘がございました。私どもとしては、今の状況を踏まえたときに、それ以上のことは現在のところは言えない状況だということです。御理

解いただきたいと思いますが、今おっしゃられたようなことが御意見としてある、これから今後の施策の中で料金設定や何かも含めて、そういった御意見も踏まえることができる部分については取り入れながらやっていくということになろうかと思います。

あとは学校運営に関することですので教育長のほうから答弁をさせます。

○議長（小寺 強君）

教育長 箕浦靖男君。

○教育長（箕浦靖男君）

先ほど田中議員さんから御質問いただきました。

まず、昨日ですが、中学校のほうで学校運営協議会がありまして、その席に、私、参加しました。私、この5月の末から分散登校が始まりまして、6月1日から授業を再開しましたがけれども、時々各学校の出席人員をチェックしております。昨日、中学校でいいますと、4名欠席がありました。1人は外国籍の方ですけれども、ちょっと向こうへ行行って戻ってこないという状況ですので、あと3名ですが、理由もちょっと聞きましたが、特に問題はない、熱とか、体調が悪いということですが、今のところは長期で休んでおる子はいないようです、小学校も。時々休む子はおります。ということは、不登校ぎみは正直言っております。

そういう状況ですので、ずうっと以前に比べると輪之内の学校も不登校ぎみ、完全に不登校という生徒は、今おりません。そんな状況で、今いいスタートを切ったかなあと思っております。

今回の質問に対して、私、いろいろと考えましたけれども、やはりコロナ関係に関する内容で私は返答させていただきましたので、特に不登校ぎみの子に関しては、これは学校へ出てこない、なかなかこれは指導がうまくできません。あとは家庭訪問とか、電話するとか、そういう方法しかございませんのでなかなか難しいんですけれども、これも担任とか、心の相談員が専門でおりますので、そのあたりがそれに対応して現在もやっております。そんなことで、今のところは大きな問題もございません。

それから、夏休みの暑いという時期なんですが、これは今日の質問の中にございました、私、今質問の中の課題の大きな一つだと思っております。そういう意味で、本当に昨日も中学校、授業が少しありましたので行きました。体育館へ行ったら大変暑いんです、昨日の昼はという状況で、これから夏になると大変だなあとということを、私、思いました。ですから、エアコンをつけて窓を開けっ放しにしておっては、これはあまりよくないんですけれども、ある程度閉めて、一部ちょっとすかしていくという方法もいいというようなことも聞いておりますので、そんな方法も一遍また検討して、また指示を出したいと思っております。

それから、夏の場合、水筒を持参するとか、スポーツ飲料、こういうものを準備したり、特に体育の後などのいろいろ方法につきましては、この感染症対策と暑さ対策につ

きましては、また校長会等でいろいろ具体的に検討しまして指示を出していきたいと思っております。

子供たちを鍛える時間と言われましたけれども、これはやっぱりそのように意識して学校の子も指導が必要だと思っております。

以上で答弁にしたいと思います。

(9番議員挙手)

○議長(小寺 強君)

9番 田中政治君。

○9番(田中政治君)

十分に近い答弁を頂きましたが、町長には特に公共料金の中で1期だけでもいろんな形の中で、できることならば町民に頑張れメッセージをそういう形で発していただけたらなあと思っております。さらなる町長のお考えが聞きたいんですが、町長の腹の中は、多分やってやるよというふうに私は思っておりますので、あえて答弁はいいです。

それから、教育長さんの件ですが、夏の授業について校長会とかいろんなところで教育者の方が考えておみえになると、私、素人が考えるのとは若干ずれがあるんですね。何があるかという、飲物をひとつと今おっしゃられました、要するにポカリスエットとか、ああいうスポーツ飲料みたいなものを持たせたらどうかというふうにおっしゃっておるんですが、それがあると重いんです。毎日、子供が水筒を下げ、小さいのがランドセルをおいねて、何かいろんなものを持って、それは暑い、顔を真っ赤かにして歩く姿を浮かべると非常に、教育長もお孫さんが小学校低学年だったりすると、真っ赤かの顔をして汗だくになって水筒持って歩くという姿を連想されたら、これは大人が何とかしてやらないかん。私が思うには、最近各家庭にもサーバーというのがかなり普及しました。それで、そんなものを各教室に入れて、冷たい水とか、その中にスポーツ飲料ならスポーツ飲料で、子供のためになるものをいつでも冷やして、暑いな、気持ち悪いなと思ったら飲めよ。窓はなるだけ開けんならんでな、クーラーはつけて温度を下げておいてやるけれども、それだけでは多分暑かろうで、脱水症状も起こさんように、いつでも飲めるようにとか、そういったソフトの面とハードの面を、やっぱり大人がそれは考えて設置できるものなので、町長さん、多分そういうことについては建設的なお考えだと思うのでいいと思うんですが、飲物一つ取っても、持ってこいという立場と、持って行くのは多分荷物が増えるからつらいなあ。自転車で学校へ行く子はいいですよ、中学校みたいに、くくりつけていだけで、でも家から1キロ、2キロを歩いて登下校する子供には、結構真夏の灼熱の容赦ない照りつけはかわいそうではないかなあ。私、下校してくる子供たちの顔を、農業をやっていますのでよく見かけるんですが、顔が真っ赤かですわ。トマトの色んだような色をしています。本当に暑そうやな、べちゃべちゃやなあと、それでも帰らないかん、うつむいて一生懸命歩いておりますね。だ

から、そういう姿を見て、なおかつこうやって上へ上へと、いろんなものを持ってこにゃ、あれをやれと言うのは簡単ですが、やっぱりそれはなるだけ荷物を軽くして、夏でも教室に明日にやる勉強の、要するに道具はなるだけ置いておくと。で、軽いスタイルで歩けよというふうにしてあげるのが僕は本来、夏休みもやらざるを得ない教育者と、その授業を受けないかん子供たちの立場と、やっぱりそれを見守る親の立場から見ると、私はそんなような気がします。ぜひとも子供の負担を少しでも、暑いときだからこそ少しでも和らげるようなお考えを教育長さんが持っていたりできなかったら、これは何もできません。それをぜひぜひそういうふうの実現に、それに係る経費は、やっぱりトップの町長さんと御相談されて、前倒しで、それこそ専決処分で何とかやっていただきゃあ結構だと僕は思うんです。そういうことを切にお願いしながら、最後の答弁を求めます。

○議長（小寺 強君）

教育長 箕浦靖男君。

○教育長（箕浦靖男君）

ありがとうございました。

本当に大事なことでして、子供たちに負担をかけないように、なるべく軽くするように、またいろいろ方策を考えまして、具体的な対策を立てていきたいと思っております。

また、私一人の考えを持つことも大事ですけれども、校長会とか、いろんな組織を使いまして、みんなで検討していい方法をこれから考えていきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（小寺 強君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

一般質問を行います。

輪之内町独自の新型コロナ対策について町長に質問をいたします。

新型コロナウイルスによって経済が急速に減速しております。同時に国民の生活にも多大な影響が現れており、町独自の支援策が必要と思います。西濃地方の自治体では、独自の支援策で住民の生活を支えようと苦心されています。輪之内町でも独自の支援策が予算化され、新生児に10万円の定額支給や、独り親に1万円の上乗せで支給するとか、あるいはクーポン券を発行しての生活支援をする姿勢が見られます。

西濃地方の自治体では、休業要請により売上げが減少している飲食店を利用した場合は補助金を支給するとか、あるいは小・中学校の給食費に支援するなど、また納税に困っておられる方には、個人住民税の減免、国民健康保険税の減免などです。水道料金の基本料金を一定期間免除する、あるいは18歳以下の児童・生徒などの子育て世帯に応援給付金を1人2万円支給するなどもあります。また、ゼロ歳から2歳の保育料無料化や、こども園園児の給食無料を実施するなどの動きもあります。

高校生には、教育支援事業として教材図書費として1万円の支給や、コロナウイルスによる離職者や採用取消し者を会計年度任用職員として募集するなどもあります。

この例はほんの一例ですが、きめ細かな支援対策が必要と思われます。町長の考えをお聞かせください。以上です。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

浅野進議員の御質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の対応、これについてはいろんな自治体でいろんなことをやっております。浅野議員の御質問の中でも触れられておりますけれども、各自治体において創意と工夫を凝らした様々な施策、それが展開されているという状況であります。

その中で各自治体を実施する支援や対応、これについては当該自治体の産業構造であるとか、人口、年齢構成であるとか、そういった地域の状況とか住民の構成、その他、つまるところは、財政力というものも勘案しながらいろんな施策が取られております。したがって、それぞれによってばらつきがあるというのが現状であろうと思っております。

当町にあってもほかの町村にはない、またその逆があるのも事実ということで、選択についてはいろんな今後の町政運営の将来方向とも絡む中で、どういうところに重点的にやっていくのかという姿勢が大事なんだろうと思っております。

例えば、議員の御質問にありました飲食店を利用した場合の補助金の支給等については、ずうっと県内の自治体の状況を見ておりますと、例えば観光産業が盛んな自治体でありますとか、飲食店が集中しているような、そういった地域を持っている自治体、これには多く見られるということなんですが、輪之内の状況を見てみると、そういう状況とはちょっと、そこに何かをしないという意味ではありませんけれども、ちょっとそれが施策の一端として取り上げるまでにはまだ至っていないのかなあという感じはしております。状況が少し違うと言ったほうがいいのかと思います。

当町においては、先ほど田中議員のほうの答弁と重複する部分がございますけれども、お話しさせていただきます。

このたびの6月補正予算において生活資金対策として新生児の特別給付金、ひとり親世帯等特別給付金の支給、それから事業資金対策として雇用調整助成金とその利用を促進するための助成金の支給、景気対策としてプレミアムクーポン券の発行、心と体の健康対策としての電話相談窓口の開設、それから特定健康診査費用の無償化、学びの対策としては、修学助成事業奨学金の支給、それからオンライン授業の体制整備などの必要な予算を組み込んだところでございます。

今後、国や県の施策動向、それから財源調達の動向等を見極めながら、町民の皆さん

や事業者さんの声に耳を傾け、そしてかつ独善に陥ってはいけませんので他市町の先行事例等々も参考にしながら全庁体制で必要な支援や対応をしてまいりたいと、そんなふうに思っております。

このコロナ対策全般に言えることですがけれども、必要とされる支援や対応につきまして、ちゅうちょすることなく財政出動を行うこととします。その際には、当然のことながら従前の蓄えもあります。それを有効に使うことも事実ですし、予備費の充用や補正予算等々、そういったことを機動的に活用しながらやっていきたいなど、そんなふうに思っております。

場合によってはスピード感というか、緊急を要するものについては専決の処分もためらうことなく、いろんなことをきめ細かくやっていきたいなど、そんなふうに思っております。

いずれにしても、未知のウイルスとの闘いということで、今まで想定されていない状況も今後発生する可能性がございます。皆さんのお知恵もどんどん拝借しながら今後の対策に役立てていきたいなど、そんなふうに思っております。どうかよろしく願いいたします。

(5番議員挙手)

○議長(小寺 強君)

5番 浅野進君。

○5番(浅野 進君)

再質問いたします。

新聞でも既に報道されておりますけれども、国は補正予算で2兆円、地方自治体に配分すると言われております。これは国民の経済が大分落ち込んでおるものですから、それへの支援策として2兆円補正予算を組んだというようにと言われております。

輪之内町にも当然来るかと思いますが、私、今お願いをいたしましたきめ細かな事業について、ぜひとも検討していただき、積極的に取り上げていただきたいなというように思っています。いかがでしょうか。

○議長(小寺 強君)

町長 木野隆之君。

○町長(木野隆之君)

今、議員のほうから御案内がありましたとおり、2兆円の予算というものが地方に交付金として配分予定でございます。これは1次で、もう既に私どものほうに6,000万円ほどの1次の配分が来ております。2次がどんな状況になるか、まだ具体的な数字としては受け取っておりませんが、近々その内容が開示されるだろうと、そんなふうに思っております。

これは当然、先ほど来申しておりますように、各自治体が創意と工夫を凝らして、そ

この地域の住民にどんなニーズがあるかというものをきめ細かくやるために、国一律の施策というよりも自治体へその判断を委ねたというふうに私は理解しておりますので、今後も、先ほど申しましたとおり、皆さんの御意見等も頂戴しながら、きめ細かい施策をしていくということに尽きるなと思っております。どうかよろしく願いいたします。

○議長（小寺 強君）

4番 浅野重行君。

○4番（浅野重行君）

ただいま議長さんのお許しを頂きましたので、御質問させていただきます。

質問に入る前に、新型コロナウイルスに感染し、亡くなられた方々に心から御冥福をお祈り申し上げます。

新型コロナウイルスによる災害時の避難対策についてを御質問させていただきます。

昨年12月以降、新型コロナウイルス感染症の発生が報告されて以来、世界各地で感染が拡大し、国内においても各都府県で感染が確認されました。

岐阜市でも3月にクラスター（集団感染）が発生し、その後、各市町においても感染が確認されました。

そこで、政府は、4月7日に7都府県、16日には対象地域を全都道府県に緊急事態宣言を発令、人々は不要不急の外出の自粛生活を送っていたことで5月14日に39県に対して緊急事態宣言が解除、26日には全都道府県において解除されましたが、その数日後には北九州市で小学生のクラスター（集団感染）が発生しました。いまだ終息がつかない中、秋頃には第2波、第3波の感染が発生すると危惧されています。

また、南海トラフ地震と大型台風、さらには豪雨による大規模洪水と、今までの経験で大丈夫と思っても経験を超える事態が起きるかもしれません。

私も区長のときに感じていたことなのですが、災害に対して町民の声を拾いながら、区長間で話合いの場を設け、各地区と行政で綿密な打合せを重ねた組織づくりが必要ではないかと思えます。

災害等が発生した場合、避難所生活はどうしても人が密集し、環境衛生は悪くなり、換気も十分ではなくなり、ほこりのたまる床に寝ることになります。トイレも足りないことから感染率が高くなり、3密（密閉・密集・密接）は避けられない状況になってしまいます。

以上のことから、各地区と行政との連携した組織づくり、また避難所での3密を防ぐにはどのようにしたらよいか、町長の御意見をお聞かせください。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

浅野重行議員からは新型コロナウイルスによる災害時の避難所対策についてというこ

とで御質問を頂きました。

今、議員の御質問の中でも言及されておるとおり、現在では新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言は解除され、日常生活も回復しつつありますが、引き続き3密と言われる密集・密閉・密接、こんな状況を回避しながら新しい生活様式を実践すると、大事であろうと、そんなふうに思っております。私どもは、今後とも新型コロナウイルス感染症対策に対して組織一丸となって町民の皆さんと取り組んでまいりたいと、そんなふうに考えております。

当然のことですけれども、水害や地震などの自然災害は、人間の思惑を超えたところで発生します。こんなときに起きてほしくないなあと思うときに大体起きがちなものであります。そういう意味では、いつ、どこで発生するのか、予断を許さないという状況であります。避難所という密集が想定される場所において、今起きているような感染症への対応が必要なことは言うまでもございません。特にこの新型コロナウイルスとの絡みで、今、災害対応も議論をされているところでございます。

当町においても、先般、新型コロナウイルス感染症対策の一環としてガイドラインというものを設けたところであります。

その中で、初動期と言われる時間、おおむね発災後24時間、第1日目ぐらいということですが、体調不良のある人とない人の分離が最も重要であろうということで、居住スペースと専用スペースを分けて設置することにしたいと思っております。

具体的には、避難所の入り口に事前受付を設置して、発熱や体調不良のある人を専用スペースで避難してもらおうということにしております。例えば、学校の空き教室などを利用した専用スペースを設けることが必要になってくるんだらうと、そんなふうに思っております。

また、「分散避難」という言葉がありますけれども、新しい考え方として、自助の一つとして、親戚や友人の家への避難など、避難所の密集を避ける方法について岐阜県からガイドラインも示されておりますので、それらも参考にしたいと思っております。

今後は、町としても、区長会をはじめとする住民の方々、それから遅くなりましたが、今般発足を目指しております防災士連絡協議会の防災士の方々の協力・支援、これらを得ながら、実際の避難所開設を想定しての図上訓練、いわゆるHUG訓練と言われておりますが、こういったものとかを行って、そこから出てくる諸課題を、訓練の中でもいろいろ問題、課題というのは見えてくると思いますので、そういったものを整理しながら万が一に備えてまいりたいと思っております。

その他、マスクの準備、アルコール消毒液の設置、ウイルスを滞留させないための換気対策、これはやり方として大型の扇風機の利用とか、窓の開放とか、いろいろあると思っておりますけれども、そういったものを徹底するとか、それから今回購入しようとしてお

りますが、約2メートルのソーシャルディスタンス、距離を取るということがよく言われておりますけれども、そういう2メートルのソーシャルディスタンス確保が難しい場合の段ボールの間仕切りの設置、それから床からの感染を軽減するために高さを確保した段ボールベッド、そういった備蓄資機材のさらなる充実を図りながら感染症対策というものを徹底してまいりたいと思っております。

それから、保健所や医療機関とも連携を密にして、専用スペースに収容した感染が疑われる方については医療機関への早期移送など適切に対応してまいりたいと、そんなふうに思っております。

一方で、こういう措置を取りますと、いろいろ課題が出てまいります。県の示すデータによりますと、2メートルの間隔を取ることで従来の収容人員より5割強の収容人員が減るんじゃないかと、そういうふうに言われております。そうすると、おのずと収容人員が絞られてくるわけでありまして。そうした場合、どうするのかということが課題として急浮上してしまうということになるんですが、先ほど申しましたとおり、自助の一手段として親戚や友人の家への避難などが、解決策としてはそれもありかということなんですが、これはこれでまた違う別の問題が生じてまいりますので、大変避難所運営としては難しい状況が出てくるという、それを勘案しながらどうすべきかということになるのかなというふうに思っております。

それから、熊本地震でもそんな光景が見られましたけれども、自家用車による車中泊の避難でありますとか、簡易テントで屋外での避難をすると、そうするとテントを張る広いスペースが必要ということでグラウンド等を確保する必要があるんだろうと。新しいことをやれば新しい課題が出てくるという状況がありますが、その災害の対応によって、それはそのときにおいて必要な対策をするということです。

ただ、災害が発生したときに、それから考えるんじゃなくて、いろんな災害を想定しながらシミュレーションは重ねていく必要があるんだろうと、そんなふうに思っております。

町としても、先ほど申しましたとおり、災害がいつ発生するか分からないという状況の中で対策を進めてまいりたいと思っております。

避難所運営についても、言ってみれば被災された方の最初の受入先として、そこで安心感を植え付けないことには災害から立ち上がることもできないということになりますので、早急に避難所運営について、できる限りの対応は何なんだろうということを考えてまいりたいと思っております。

避難所運営については、町としてもできる限りの対応を行うように進めてまいります。住民の方にも、併せて感染症対策用の備蓄品の確保でありますとか、避難所でのある意味適切な行動や、先ほど申しました分散退避など、今現在は感染症対策との絡みで重点的にお話しさせていただいておりますけれども、特に災害時における感染症予防に対す

る御理解と御協力を頂きながら、行政と住民の方々が一体となって適切な避難所運営ができればいいと、そんなふうに思っております。

いずれにしても、避難所運営というものは基本的にそこに避難された方々と行政のコラボの中で、ある部分で自主的に運営していただくということが大事になってまいります。それは過去の災害から得た教訓でもあるのかなという感じがしております。

いずれにしても、お互いの領域をきちっと頭に描きながら適切な運営につながるよういろいろな対策をしていきたいなと、そんなふうに思っております。

災害が起きないにこしたことはないんですけども、今の状況を見てみますと、いつ何が起きてもおかしくない状況でありますので、そういったことも絡めながら一緒に考えてまいりたいと、そんなふうに思っております。どうかよろしく願いいたします。

(4番議員挙手)

○議長(小寺 強君)

4番 浅野重行君。

○4番(浅野重行君)

ただいま町長さんのほうからいろいろと頂きました。ありがとうございました。

先ほどおっしゃられました、区長、防災士で図上訓練を実施するということですが、図上訓練もさることながら、実際にこういった訓練をやっていただくということですね。それも、今、自主防災隊とか、自衛水防隊とか、そういった方々も見えますので、区長さんはじめ防災士さんと自主防災隊、自衛水防隊の方等々、行政とそういった災害に対する訓練等を実施していただければありがたいなと思っております。

それと、3密を避けるというようなことで先ほど頂きましたけれども、緊急スペースで専用室等を設けるということですが、それと2メートルの間隔を取ると言われたんですけれども、そういう3密を避けるための訓練等はされているんですか、町長の御意見をお伺いしたいと思います。

○議長(小寺 強君)

町長 木野隆之君。

○町長(木野隆之君)

いろいろ今、災害時における感染症対策についてお答えをしたところでございます。これからもいろいろな組織との連携を図って、地域防災計画の位置づけに従っているようなことをやっていくということになるのは当然であります。

これからも訓練、図上訓練だけじゃなくて現状に即した現場での訓練というのも大事になるんだろうと、そんなふうに思っております。

それと、3密云々という話ですが、御案内のことかと思っておりますけれども、「3密」という言葉自体が出てきたのがコロナ対策の中で非常にトレンドイヤーな言葉として出てき

ておるわけでございます。それは考えてみれば言われるまでもないことなので、感染症対策には人と関わるのを避けるのが一番の対策だということは、もう言うまでもないこととあります。当然、そういう感染症発生時期において3密を避けるということは、ある意味当然のこととありますので、それは訓練のときに、今までその3密を避けるというよりは、むしろ逆にみんな一緒になってやりましょうという形の中の訓練をやっておりましたので、今度その3密を避けるためにという新しい視点も含めて新しい訓練のやり方を考える必要があるんだらうと、そんなふうには思っております。以上です。

(4番議員挙手)

○議長(小寺 強君)

4番 浅野重行君。

○4番(浅野重行君)

ありがとうございました。

これからも行政と区長、防災士、各種自主防災隊、自衛水防隊等々と連携しながら、そういった訓練も行っていただきたいなと思っています。ありがとうございました。

○議長(小寺 強君)

6番 上野賢二君。

○6番(上野賢二君)

続いて一般質問を行います。

ただいま3名の議員から新型コロナウイルス感染症対策について質問がございましたので、もうほとんど重複するかと思いますが、改めて新型コロナウイルス感染症対策について質問いたします。

昨年末、中国武漢市において発症が確認された新型コロナウイルス感染症が瞬く間に世界中に蔓延し、人命・経済ともに甚大な被害が出ております。日本も例外ではなく、約1万8,000人の方が感染し、900人を超える方がお亡くなりになりました。

学校も3月から約3か月もの間休校となり、4月には緊急事態宣言が発付され、外出自粛、休業要請など自粛生活が余儀なくされ、日常生活がなくなりました。

現在は緊急事態宣言も解除され、感染者数が減少に向かい、少しずつ日常生活を取り戻す希望が出てきております。

しかしながら、治療薬やワクチンが開発されていない状況では新型コロナウイルスの脅威がなくなったわけではなく、少しでも気を緩めれば第2波、第3波の感染の波が襲ってくる可能性があり、コロナウイルスと共存する新しい生活様式に基づいた感染予防の意識と対策の徹底が必要です。

この国難とも言える危機に対し、国は、経済が大きく減退したことによる生活困窮、事業継続のために支援策を次々と発表してきておりますが、その支援策は二転三転し、スピード感もなく、国民及び事業者は窮地に立たされ、不安や不満を持っている人が多

いと思われます。

本町におきましては、いち早くマスクの配布を実施し、広報等により感染症の対応等について周知を促すとともに、ホームページには、施設、イベント、助成、相談窓口等感染症に関する情報の提供や、個人向け、事業所向けの国・県等の各種支援制度について掲載をしております。今後は、全ての町民の皆さんに各種支援制度を明確に理解していただき、確実に活用していただけるよう周知を徹底して、高齢者等の情報弱者も含め、誰一人として取り残されることのない支援を県と連携して実施していくことが求められていると思ひます。

今後も続く感染症とその恐怖に打ちかち、生活・事業の安定化が図られ、町としてできる限りの対策を取れるよう、コンパクトであってもしっかりとした施策を実行すべきと考え、現在取り組まれている施策と今後終息するまでの施策について、大きく3点に分けて質問いたします。

1. 経済対策について。

緊急経済対策として住民1人に10万円が支給される特別定額給付金は、本町においては順調に給付が進み、児童手当の受給者に対象児童1人につき1万円を支給する子育て世帯への臨時特別給付金も間もなく給付が始まる旨、聞いております。町民や町内事業者にどのくらいの経済的な影響が出ているのか。

そのほか生活困窮者への支援や納税猶予の特例などの各支援策の現況と、感染症拡大防止協力金、雇用調整助成金、持続化給付金、納税猶予の特例等、事業者向けの各支援策の町内事業者の活用状況、そして支援施策を進める上で出てきた課題はあるのか。

また、想定される第2波、第3波に向けて町独自の給付事業、経済対策事業はお考えでしょうか、お伺いいたします。

2. 学校運営の対応について。

緊急事態宣言が解除され、5月末より分散登校が始まり、学校も再開されました。3か月に及ぶ臨時休校により、授業日数の大幅な減少と学習の遅れが大きな問題となっております。

この遅れを取り戻す施策として、本町では、夏休み・冬休みを短縮し、さらに毎日10分間の帯授業や、中学校での週1回7時間授業等を実施していくとのことですが、本当にこれで必要な授業時数の確保や学習の遅れを解消することができるのか。

児童・生徒が楽しみにしている運動会や体育祭、修学旅行、遠足などの学校行事がなくなるのか。文化祭や音楽会など、子供の豊かな心を育てる、いわゆる情操教育がおろそかにならないか、大変心配をしております。

そして、今年も昨年と同様に酷暑の夏となりそうであります。学校では、昨年より全教室にエアコンが設置されておりますので安心であります。登下校中においては熱中症対策に万全を期していかなければなりません。下校時間を原則午後4時以降にするな

どの対策をお考えのようですが、さらなる対策として、例えば雨傘を日傘として活用するとか、冷感タオルの活用、また携帯扇風機を貸与するとかの対策を考えていただきたいと思います。

また、休校中には、学校に行けなくても授業を行えるオンライン授業の早急な導入が全国的に大きな課題として取り上げられました。町においても国のGIGAスクール構想に基づき、児童・生徒1人1台の端末と通信ネットワーク整備を進めていただいておりますが、Wi-Fi環境が整っていない家庭に対するLTE通信環境等の整備や、GIGAスクール構想を前倒しにしてオンライン授業ができる環境づくりを早急に進めていく必要があると考えます。オンライン授業実現に向けて、今後のタイムスケジュールをお尋ねいたします。

3. 避難所の感染拡大防止について。

自然災害の発生時に開設される避難所は、典型的な3密状態になります。コロナウイルス感染が長期化し、その間に地震や台風被害が発生した場合の感染防止対策が危惧されています。

国・県の避難所運営ガイドラインには、3密回避として2メートル間隔の確保、パーティションの設置、居住スペースの分散化、発熱や体調不良のある方の専用スペースの確保等、避難所レイアウトの事前作成、避難所不足の対応として体育館だけではなく教室等の活用、小・中学校以外にも高校、大学、専門学校、ホテルや旅館などの宿泊施設等の活用、そして備蓄品としてマスク、非接触型の体温計、高さ2メートル程度のパーティションや簡易テント等の事前準備などの対策案が示されております。

本町には高校、大学、宿泊施設などはなく、小・中学校、こども園等の町公共施設にて対応していくしかありません。避難所での3密回避、感染防止対策、避難所運営体制、備蓄についてのお考えをお伺いいたします。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

上野議員からは3点の御質問を頂きました。順次お答えします。

まず、1点目の経済対策についてでございます。

新型コロナウイルス感染症による経済的な影響、これがあることは感染者の確認されていない当町においても例外ではなかろうと考えております。

そこで、例えば事業者の資金繰りを支援する制度としてセーフティネット保証というのがございますが、実際に産業課に相談を寄せられて、その認定を受けられた事業者は37件ございます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金、いわゆる休業要請協力金について

であります。6月3日現在、当町からは32件の申請がございました。これらの方々の状況は、緊急事態宣言を受け実施された感染防止の各施策によって経済的な影響があったらと、そんなふうに思っております。

また、当町におけるコロナ感染防止のための経済活動制限の影響については、質問の中でお尋ねがあったわけですが、その影響の内容については税金の申告なんかにより今後明らかになってくるらとと思っておりますが、現時点では全体像を把握するというのはなかなか困難かなと思っております。個別、具体の状況があれば、またお話を頂けたらと、そんなふうに思っております。

次に、生活困窮者への支援や納税猶予の特例などについて当町が独自に実施する支援や対応は、6月補正予算での御説明、もしくは先ほどの田中議員、浅野進議員への答弁の中で触れたとおりでございます。

また、当町における納税猶予については、町税の納税猶予のほか、水道料金、下水道使用料及び下水道事業受益者負担金の納付期限の延長について、既に広報わのうちの5月号で御案内をいたしたところでございます。

なお、広報わのうち7月号では、「新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内」というコーナーを設けて、納税猶予や納付期限の延長についても再度御案内をする予定としております。

現在のところ、町税の納税猶予については2件、内訳は、個人が1件、事業者が1件でございます。

水道料金、下水道使用料及び下水道事業受益者負担金の納付期限の延長については、現在のところ該当事例はございません。

国や県などが実施する支援策について少し御紹介をさせていただきます。

生活資金に困っている方への支援としては、特別定額給付金として一律に国民1人当たり10万円を給付することとされましたが、これについては非課税扱いとされて、生活保護の方も支給対象にされているということでもあります。

その他には、社会福祉協議会が実施する生活福祉資金の貸付制度、国が実施する住居確保給付金などの制度も設けられているところであります。

生活資金に困っている方への支援に関連して子供がいる方への支援としては、児童手当の上乗せとして1人につき1万円を支給する子育て世帯への臨時特別給付金のほか、国が実施する小学校休業等対応支援金、県が実施する県立高等学校の授業料減免、公立・私立高等学校の奨学金返還猶予などの制度も設けられておるところであります。

次に、納税猶予の特例としては、国税では所得税や固定資産税など全ての税目について無担保かつ延滞金なしでの猶予、また県税では自動車税や不動産取得税について、国税と同様に無担保かつ延滞金なしで猶予される制度が設けられております。

県においては、税金だけではなく、占用料や使用料についても納入猶予の制度が設

けられておるところであります。

その他にも、国や県、その他関係機関が実施する様々な支援制度がございます。

詳細は、岐阜県のホームページ上で「新型コロナウイルス感染症対策に関する支援策一覧」というキーワードで検索していただきますと、中身が閲覧できると思います。御承知のことだとは思いますが、もう一度御確認を頂ければ幸いです。

また、雇用調整助成金、持続化給付金、国税・県税の納税猶予の特例等、事業者向けの各種支援策の町内事業者の活用状況については、その実施機関に問合せをしましたが、いづれも市町村別の情報提供はしていないということでもありますので、ちょっとその状況が分からない状況であります。

なお、これらの支援策を利用する上での課題については、テレビ・新聞等でも言われておりますように、マイナンバーを利用するシステムが不調なのか、そもそもパソコンの使い方が分からないとか、相談窓口には相談者が殺到して利用できないと、書類の記入や調製が難しすぎるんじゃないかと、いろんな声を耳にしております。そういう意味では今後の対応において課題を残したのかなということをおもっております。

次に、第2波、第3波への対応につきましては、今後起こり得る様々な事態を想定して、それに備えていくのが最善であると思っております。その対応については、これまでと同様に支援金や給付金の支給のほか、商品券の発行などが考えられますが、併せて再度の学校休業に備えて、1人1台タブレットを用いたオンライン授業の体制整備というものを早急に進めてまいることが必要だろうと、そんなふうに思っております。

続いて、2点目の学校運営の対応について御質問を頂きました。

一部田中議員への答弁と重なる部分もあることを御容赦いただきたいと思っております。

小・中学校の再開については、6月1日から1週間の分散登校を経て、6月8日から通常の一斉登校を始めております。

学校での新しい生活を安全・安心して学校で過ごせるよう各種安全対策を施し、感染症予防、熱中症予防、生徒・児童下校後の校内消毒・清掃というものを徹底してまいりたいと考えております。

また、必要な授業時間数の確保、それから学習の遅れを解消するために、夏季及び冬季休業日を短縮して対応する予定となっております。

その他、カナダへの派遣研修、鹿児島への派遣研修、小学校5年生の合同宿泊研修の中止でありますとか、体育大会と運動会の規模を縮小するとか、修学旅行は秋へとスケジュールを延期するなど所要の措置をしてきたところであります。

感染予防のため、集会、合唱、密集したり接触を伴う運動、複数人が顔を突き合わせるグループ学習、調理実習等、当面の間、実施ができない活動がございます。

このように、子供たちが楽しみにしているイベント等にも制限がかかってまいります。子供たちの豊かな心を育てる情操教育がおろそかにならないかと、そんな不安が御父兄

の方にあるかと思いますが、もっともなことだと思いますけれども、子供たちの安全・安心というものを確保して命を守ることを最優先に考えて、その中ででき得る最大限のことを実施していくということだろうと、そのように考えておりますので御理解を頂きたいと思います。

これから、酷暑の夏になることが予想されます。登下校中の熱中症対策には万全を期していかなければなりません。マスクの着用に関しては、夏季などの気温や湿度が高い日の下校時にはマスクを外してもいいという通知が県のほうから出ております。ただし、集団下校の際には児童間の距離を2メートル程度空けること、要は間隔を維持し、交通安全に配慮し、児童・生徒にもそういうことをきちっと指導するとともに引率者への協力も依頼すること、そういうふうにしておるところでございます。

登下校時に雨傘や日傘を活用することにつきましては、これは差し支えないものと考えております。ただ、これは傘を差すと当然のことではありますが、視界不良になるなど、特に交通安全に注意することは当然のことであろうと思います。

また、冷感タオル、携帯型扇風機の貸与についての御質問がございました。今のところは、そういったところまでは対応の予定はございません。

今後もしろんな御提案を頂く中で、取り入れるべきものがあるのかどうかということについて確認しながら前へ進めていきたいなと、そんなふうに思っております。

また、教室等内の換気につきましては、「岐阜県学校における新型コロナウイルス感染症対応」、俗に「学校再開ガイドライン」と言っておるものでありますが、それに基づいて、教室の窓やドアを休み時間ごとに開放すること、適切な環境保持のために授業中の十分な換気、可能であれば2方向の窓を開けるとか、換気扇が設置されている場合は常時稼働させるとか、細かい部分が多々ありますけれども、学校再開前に学校薬剤師等の御意見も頂戴しながら、その指導を受けて適切に対応しているところでございます。

それから、GIGAスクール構想を前倒しにしたオンライン授業の実現についてであります。今回の6月補正予算にも計上させていただいたとおり、1人1台端末、タブレット保管庫等の整備を今年度中の目標としております。家庭でのネットワーク環境につきましては、各家庭のWi-Fiを使用していただき、整っていない場合は、モバイルルーター等の貸出しもする予定でございます。

タブレットパソコンを利用したオンライン授業は、学校休業中の5月20日、21日、22日、中学校3年生と小学校6年生で試行いたしましたところでございます。

タブレット端末の多様な使用方法についての職員研修のほか、児童・生徒は、授業でデジタル教科書の活用、調べ学習、友達との協働学習等、家庭においてはタブレット端末を持ち帰って、インターネット経由で学校とつないだ学習をすることなどを検討しております。

今後は、1人1台端末の早期実現、家庭でもつながる通信環境の整備、ハード・ソフ

ト・人材を一体とした整備を加速すること、これが一部でも欠けるとなかなかオンライン授業というのは成立しない状況になりますので、それらを一体とした整備を加速することで災害や感染症の発生時における学校の臨時休業等の緊急時においてもICTの活用によって全ての子供たちの学びを保障できる環境、そういったものを実現してまいりたいと思っております。

続いて、3点目の避難所の感染拡大防止についてお答えします。

先ほど浅野重行議員からも同様の御質問を頂いております。基本的には答弁内容は同じでございます。

上野議員が御質問の中でも言及されているとおりの内容が国・県の避難所運営ガイドラインというものにも示されているところでございます。

先ほど浅野重行議員の質問にもお答えしたとおり、これらを参考に、当町でも先般、新型コロナウイルス感染症対策の一環としてガイドラインを策定いたしております。

御指摘のように、当町では小・中学校、こども園等の公共施設において対応していくしかないことは事実でございます。

また、繰り返しになりますが、県が示すデータでは、2メートルの間隔を取ることで従来の収容人員より5割強の収容人員が縮減されてしまうというふうに言われております。その意味では慢性的なキャパシティの不足という現実、それにどう対応していくかということがまさに問われております。それを解消するためには、先ほど申しましたとおり、自助の一手段として親戚や友人の家への避難などが上げられております。

また、熊本地震でもその光景が見られましたが、自家用車による車中泊避難や簡易テント等での屋外での避難とならざるを得ないということではありますが、そうするにしても、グラウンドの確保等、広い敷地というものをどうやって確保するかという問題は出てまいります。そういったことを視野に入れながら、早急にその対策を進めてまいります。

避難所運営にできる限りの行政としての対応を行うように進めてまいりますけれども、住民の方々には感染症予防に対する御理解と御協力を頂きながら、避難所運営というものを適切に実施してまいれたらうれしいなど、そんなふうに思っております。

以上で、上野議員への答弁とさせていただきます。

(6番議員挙手)

○議長(小寺 強君)

6番 上野賢二君。

○6番(上野賢二君)

冒頭に申し上げましたが、ほかの議員からの答弁でかなりの部分は御答弁いただいたということだろうと思いますが、まず経済対策につきましては、町内にも今の拡大防止協力金、いわゆる休業に対するのが32件とか、雇用調整ですか、37件とか、少なからず

町内の事業者にも影響が出ているということが分かりました。

いろいろ言われているのは、それに対する手続が非常に難解であるということで、報道なんかによりますと、もう諦めたとかというような報道が出ておりますが、我が町においてはそういうことがないように周知も徹底していただいておりますのでそういうことはないかと思いますが、相談等の窓口、そういったものでも懇切丁寧に説明をしていただいて、質問の中にも上げましたが、誰一人として取り残されないということが大事だろうというふうに思いますので、今後、2波、3波があるかも、これは分かりませんが、それに向けて努力をしていただきたいというふうに思います。

それから、学校運営の対応についてということでございますが、まず教育長からほかの場でもお話を聞きまして、きちっと3か月間の授業数は補えるように計算したということでございますので、そういった授業時間数の確保はなされおるというふうに理解をしております。

本当に子供たちが一番、授業もそうなんです、運動会とか、修学旅行とか、社会見学ですとか、そういったものは非常に楽しみにしておりますので、今年の特に6年生、中学3年生、そういった子供が将来に禍根を残さないように十分に対処してやっていただきたいというふうに思っております。

それから、熱中症対策については、コロナ対策はしっかりしましたが、熱中症患者がいっぱい出たということではしゃれにもなりませんので、これは本当に夏場の熱中症対策をしっかりやってほしい。

登下校なんです、登校は朝ですのによっぽどいいんですが、下校のときに大変まだ、とにかく2時から3時ぐらいが一番一日のうちでも暑いんだらうというふうに言われておりますので、その本当に暑い時間に帰ってくるということになりますと、本当に対策をしっかりしていかないと駄目じゃないかなあというふうに思います。

いろいろ私も私なりに考えておまして、雨傘を日傘にしたら距離間も取れるし、これは一番ベターじゃないかなあと思いましたが、何か今日、岐阜のほうでそういった小学校が傘を差して登校したというような記事が出ておりましたが、やっぱり考えることはみんな一緒やなあというふうに思いました。

小学校は歩いて行きますので、これは有効だらうというふうに思いますが、中学生は自転車でございますから、まさか傘を差して行くわけにもいきませんので、その後に書きました冷感タオル、携帯扇風機までとは言いませんが、冷感タオル、これはいいんじゃないかなと思うんですね。体育の授業とか、そういうスポーツ関係にもいいと思いますし、何せ安価でございますので、300円も出せば買えるということで、何度でも使えますので。私もいろんな作業とかに使っておるわけですが、水でぬらしてパンパンと払えば、それで一時期使えると。また、熱くなったら、もう一度同じことをやればよいということですので、中学生なんかにはこういったタオル、これはぜひとも利用していた

だきたい、活用していただきたい。今言いましたように安価ですから、全校生徒に配っても大した金額にはなりませんので、またいろんな色もございましてカラフルでございしますから、喜んでつけてくれるんじゃないかなあというふうに思います。

それから、オンライン授業についてですが、十分進めていただいておりますのでそれでいいと思うんですが、何とか今年度中には整備ができて、次年度には、もう輪之内は完全にできる状態であるということをアピールできるように早急に進めていただきたいというふうに思います。

それから、3番目の避難所の感染防止対策、拡大防止については、これは浅野議員のほうから質問されましたので、ほとんどお話は伺いました。そういったことに対してしっかりと対処していくということで、県のほうからも詳細なガイドラインというのが出ておりますので、それに基づいて実施、実行していただければいいかと思います。

以前にも、この防災訓練のときにこういった避難所の運営、これをぜひ取り入れてほしいということを申し上げたこともございますが、今回、こういったコロナウイルスでそういう難しい状況になりましたので、これはぜひとも、やはり防災訓練に絶対に取り上げて行う必要があるだろうというふうに思いますので、よろしくをお願いをしたいと思います。以上でございます。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

幾つかの再質問を頂きました。

まず、最初の経済対策でございます。

これらにつきましては、第1波の対応については、試行錯誤しながらも大部分のカバーリングというのはできたと思っておりますけれども、第2波、第3波はどの程度の規模で出てくるのか分かりません。そういう意味では気を緩めることなく、第2波、第3波を通じて共通してできるものは何なのかということ踏まえて適切な対応をしてまいりたいと思っております。

また、いろんな制度等の使い勝手については、また御要望、御質問等を頂ければ関係機関への要望等もしていきたいと、そんなふうに思っております。

それから、学校運営ですが、先ほど教育長のほうからもいろいろ答弁がありましたけれども、私のほうとしては、生徒の折り目、節目に非常に記憶に残るであろう修学旅行とか、そういったものについて、できる限り適切な方法の中で実施する道を探っていきたいと思っております。

ほかの例では、高校野球の中止等々によっていろんな意見がございました。是とする意見、否とする意見、様々でした。でも、修学旅行に関して言えば、やってやれたよねという周囲の状況がほとんどだろうと思いますし、児童・生徒本人にとっても、これは

一つの区切りとしてのイベントでありますので、できる限りやらせてあげたいなというところが私の思いでございます。そうできればいいなと、そんなふうに思っております。

それから、熱中症対策についてはいろんな御意見を伺いました。これは学校現場の意見も聞きながら対応してまいりたいと、そんなふうに思っております。

それから、避難所の対策につきましては、やはり今一番その関心がおありということでは、何名かの方から今回も御質問を頂いたところでございます。避難所の在り方については、災害の対応も異なりますので、多分仮に災害が起きるたびにいろんな応用動作が必要になってまいります。これだからいいという、これしかできないということではないと思っております。だからこそ、逆に言うならば、訓練等を通じたシミュレーションの場でどんな状況を想定するかということが必要になってくるわけでありまして、それらを踏まえて、想定し得るであろう状況に備えた訓練想定の中でやっていけたらいいのかなと思っております。

また、関係する皆さんの御協力を得ながら対応してまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

(6番議員挙手)

○議長(小寺 強君)

6番 上野賢二君。

○6番(上野賢二君)

ありがとうございました。

いずれにしても、本当に今年度はコロナとの闘いというようなことで、状況を見ながらの行政運営になるんじゃないかなというふうに思います、とってほかの今年度予定しておる施策がおろそかになってはいけません、そういうことも踏まえながら着実に行政運営をしていただくようお願い申し上げまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長(小寺 強君)

これで一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前11時03分 休憩)

(午前11時15分 再開)

○議長(小寺 強君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(小寺 強君)

日程第3、議第28号から議第33号までを一括議題といたします。

ただいま議題といたしました議案は、今定例会の第1日目に提案説明、議案説明を受

けた後、各常任委員会に審査が付託してありますので、ただいまから各常任委員会委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長 林日出雄君。

○総務産業建設常任委員長（林 日出雄君）

総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

令和2年第2回定例輪之内町議会において本委員会に審査付託されました案件について、6月10日午前11時より協議会室において全委員出席の下、執行部側より町長、教育長、参事、会計管理者及び各関係課長ほか関係職員出席の下、審査をいたしました。

その経緯と結果を報告いたします。

初めに、議第28号 令和2年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）について当委員会所管分を議題とし、危機管理課所管分について危機管理課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、現在、消防団員の訓練は行っているのかに対し、現在は行っていないが、いざというときに機械操作ができないという状況にならないよう、6月中・下旬から分団単位で訓練を行っていくとのことでした。

分団単位よりも班単位の訓練のほうがよいのではないのかに対し、規律よりも機械器具の操作が習得できるような訓練を重視し、訓練方法等については、提案として消防団とも協議していくとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、経営戦略課所管分について経営戦略課長から説明を受けました。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のプレミアムクーポン券交付事業への充当金額は幾らかに対し、プレミアムクーポン券交付事業には2,174万2,000円とのことでした。

そのほかの産業課所管分への新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当金額は幾らかに対し、雇用調整助成金事業に2,968万9,000円、雇用調整助成金利用促進補助金事業に54万2,000円とのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、税務課所管分について税務課長から説明を受けました。

質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、産業課所管分について産業課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、雇用調整助成金の対象となる町内事業所の業種と事業所数はどれくらいに対し、製造業、運送業等の事業者が対象となり、町内の中小企業では15社ほどを想定しているとのことでした。

雇用調整助成金の対象事業所はどのように判断するのかに対し、国の雇用調整助成金の対象となった事業所で、国の基準では前年同月比5%以上売上げが落ちている事業所が対象であり、有給休暇で一時的に休ませるのは対象外である。法定で60%以上とある

休業手当は、その10分の9は国が助成する。60%を超える部分については、全額国が支払うこととなっているとのことでした。

雇用調整助成金等の国の施策で救済できない事業所などは町として別の施策があるのかに対し、雇用調整助成金以外にも持続化給付金や町で認定するセーフティネット保証4号や危機関連保証も活用できるとのことでした。

あじさいまつり補助金の減額は50万円のみかに対し、コロナウイルスの感染拡大防止のため、あじさいまつりは中止となったが、アジサイの剪定を業者に委託し、補助金の一部をその費用として活用する。当初、協賛企業より協賛金を募って剪定費用に充てる予定であったが、あじさいまつりも田んぼアートも中止となり、協賛金を募集できなかったため、今年度は補助金の一部を剪定費用に充てることとしたとのことでした。

プレミアムクーポン券の使用開始時期はいつからかに対し、夏休みが始まる8月1日からを予定しているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

議第28号について討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第28号 令和2年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）のうち当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第31号 令和元年度輪之内町水道事業の決算の認定について及び議第32号 令和元年度輪之内町水道事業の剰余金処分についてを一括議題とし、建設課長から説明を受けました。

質疑はなく、質疑を終了しました。

議第31号及び議第32号について討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第31号 令和元年度輪之内町水道事業の決算の認定については原案のとおり認定すべきものと決定し、議第32号 令和元年度輪之内町水道事業の剰余金処分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第33号 輪之内町防災士連絡協議会設置条例の制定についてを議題とし、危機管理課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、協議会の役員はどのように選任するのかに対し、一度会議に参集していただき、その中で決定するとのことでした。

協議会への参加意向はどのように確認したのかに対し、対象者に案内を送付し、参画する、しないの返答を受けたとのことでした。

参画しないと返答のあった方の理由は確認しているのかに対し、意向調査の際は特に理由を確認していないが、防災士資格の取得から時間がたち、どのような活動をするのかという不安からちゅうちょしているのが理由の一つではないかとのことでした。

協議会への参画の意向調査ではなく、全員加入を前提とし、協議会設立の案内をしたほうがよかったのではないかに対し、本来であれば御指摘いただいた方法がその王道か

と考える。防災士全員が加入し、活動いただくことが目標ではあるが、まずは名前だけの加入でなく、実際に活動していただける方に協力を頂く。加入しないという回答であった方に対しても、事務局からの再度のお願いやヒアリング、そのほかに区長等の協力を頂き、声をかけていきたいとのことでした。

輪之内町内の全区に防災士は配備されているのかに対し、町内在住の役場職員を合わせれば全区充足されている。不足する地区があっても町外在住の役場職員等がカバーするとのことでした。

中学生の防災士の役割は何かに対し、中学生については防災を通じて郷土愛を醸成したいと考えている。初めのうちは各種訓練の補助的な役割を担っていただくことを想定しており、具体的な活動内容については協議会の運用の中で決めていくとのことでした。

防災士の制服等は準備するのかに対し、帽子や腕章、ビブスなどを想定しているが、防災士協会採用しているユニホームを基にして準備するとのことでした。

また、議員から、被服を配備する際には、訓練服や半長靴など消防団員と同等のものを準備するほか、防災士として一目で分かるようなものにしてはどうかという提案がありました。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

議第33号について討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第33号 輪之内町防災士連絡協議会設置条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務産業建設常任委員会に審査を付託されました案件について経緯の概要と結果報告を申し上げ、総務産業建設常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（小寺 強君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、文教厚生常任委員長 土井田崇夫君。

○文教厚生常任委員長（土井田崇夫君）

文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

令和2年第2回定例輪之内町議会において本委員会に審査付託されました案件について、6月10日午前9時30分より、協議会室において全委員出席の下、執行部側より町長、教育長、参事、会計管理者、調整監及び各関係課長ほか関係職員出席の下、審査をいたしました。

その経緯と結果を報告いたします。

初めに、議第28号 令和2年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）について当委員会所管分を議題とし、福祉課所管分について福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、新生児や独り親世帯の子供に対する今回の給付金に国庫補助はあるのかに対し、今のところ町単独事業だが、国の2次補正予算成立後、該当メニューに当てはまれば要求していくとのことでした。

このような支援策は、町のコロナ対策ホームページに掲載するなど、積極的にPRしていくべきではないかに対し、今後、周知に努めていくとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、教育課所管分について教育課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、GIGAスクールの実現はいつ頃になるのかに対し、パソコンの購入に3年かけるところを1年で購入し、1人1台端末の早期実現を図るとのことでした。

今年度はカナダ研修が中止となったが、インターネットを通じて現地の人たちと交流することは考えているのかに対し、今のところ考えていないとのことでした。

学校保健特別対策事業は、学校再開に当たり集団感染のリスクを避けるため、学校に必要な保健衛生用品などを購入するとのことであるが、どのくらいの数を購入するのかに対し、主に衛生用品として、ビニール手袋3万5,000枚、ペーパータオル200枚入りを535箱、消毒液としてバクトパスE2の1斗缶を10缶、ピューラックスS1,800ミリリットルを14本、非接触型体温計を8本などの購入を予定しているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第28号 令和2年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）のうち当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第29号 令和2年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、住民課長から説明を受けました。

質疑はなく、質疑を終了しました。

議第29号について討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第29号 令和2年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第30号 令和2年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、臨時職員が4月から正規職員として採用されたのはどういう経緯かに対し、昨年度、町が児童発達支援教室について必要な資格を有する職員を募集し、その職員採用試験に応募して合格したとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第30号 令和2年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、文教厚生常任委員会に審査付託されました案件について経緯の概要と結果報告を申し上げ、文教厚生常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（小寺 強君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議第28号 令和2年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第28号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第28号 令和2年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第29号 令和2年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第29号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第29号 令和2年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第30号 令和2年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算(第1号)についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第30号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第30号 令和2年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算(第1号)は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第31号 令和元年度輪之内町水道事業の決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第31号についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第31号 令和元年度輪之内町水道事業の決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議第32号 令和元年度輪之内町水道事業の剰余金処分についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第32号についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第32号 令和元年度輪之内町水道事業の剰余金処分については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第33号 輪之内町防災士連絡協議会設置条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第33号についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第33号 輪之内町防災士連絡協議会設置条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(小寺 強君)

お諮りします。

次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に付託し、閉会中の継続調査にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

お諮りします。

総務産業建設・文教厚生各常任委員会所管事務の調査について、閉会中も継続調査・研究することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

○議長（小寺 強君）

これで本日の日程は全部終了しました。

令和2年第2回定例輪之内町議会を閉会いたします。

9日間にわたり極めて熱心に審議され、全議案を議了し、無事閉会の運びになりましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。大変御苦労さまでございました。

（午前11時38分 閉会）

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年6月16日

輪之内町議会 議長 小寺 強

署名議員 土井田 崇 夫

署名議員 上 野 賢 二